

令和2年度版

市 税 概 要



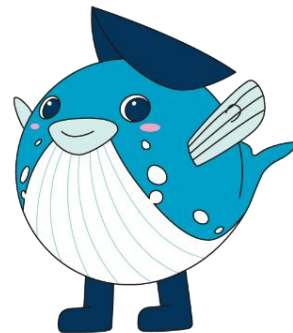
下 関 市

下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしたちは **し** 自然の恵みを大切にします。
- わたしたちは **も** 燃え立つ心を大切にします。
- わたしたちは **の** 伸びゆく力を大切にします。
- わたしたちは **せ** 先人の訓えを大切にします。
- わたしたちは **き** 協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター セキまる

目 次

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

III 財 政

1. 令和元年度 一般会計決算	7
2. 令和2年度 一般会計当初予算	8

IV 市税総括

1. 令和元年度 市税決算表	9
2. 令和元年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和元年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和元年度 市税予算額構成	22
10. 令和2年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和2年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和2年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和2年度 法人市民税状況調	27
16. 令和2年度 土地に関する調	29

17. 令和2年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和2年度 家屋に関する調	32
19. 令和2年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

V 口座振替・コンビニ（スマホ決済）収納

1. 口座振替状況調	38
2. 令和元年度 金融機関別振替状況調	39
3. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調	39
4. 取扱手数料調	39

VI 徴収

1. 令和元年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況調	41
3. 令和元年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 差押・交付要求執行状況調	44
5. 搜索執行状況調	44
6. 公売等（随意契約含む）執行状況調	44
7. 令和元年度 差押処理状況調	45
8. 下関市市税コールセンター	47

VII その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

資料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について	67

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村、（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村、（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村、（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治32年 豊東郷村が檜崎村に改称する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

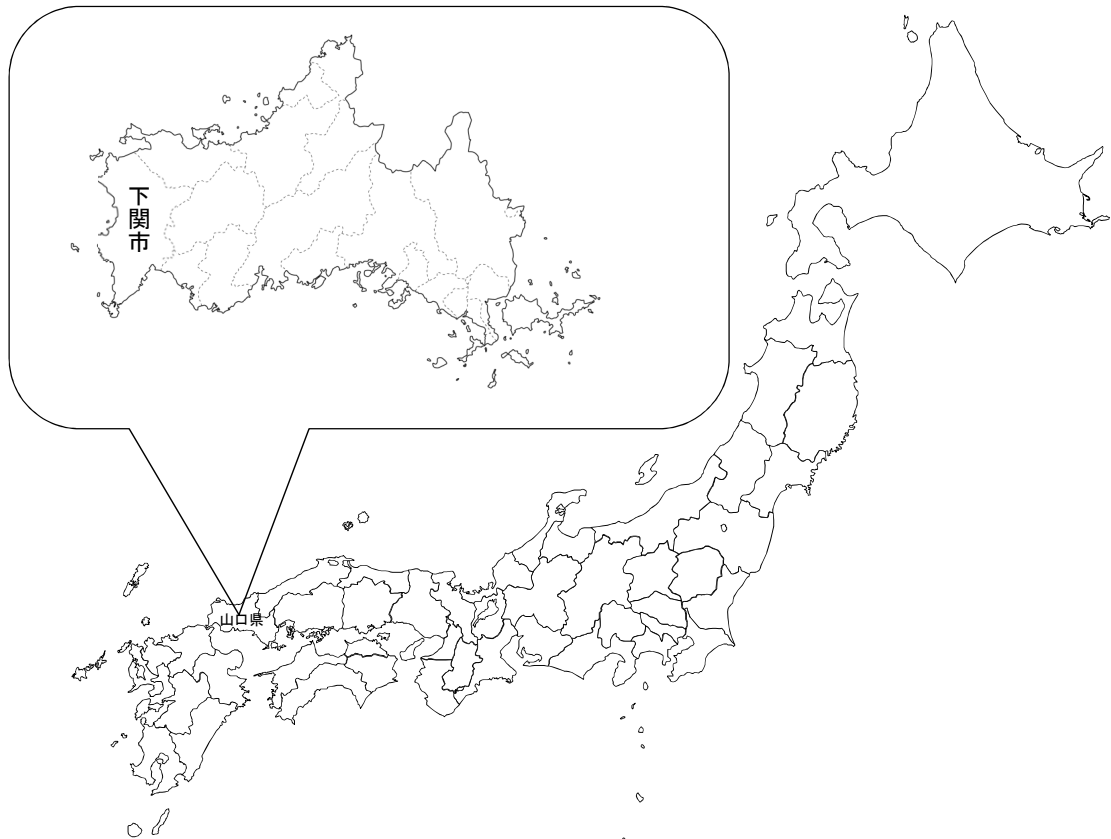
10月1日、中核市となる。

2. 地勢

面積 716.10平方^キ。

位置	東端	東経	131°10′
	西端	東経	130°46′
	南端	北緯	33°54′
	北端	北緯	34°22′

3. 下関市の位置



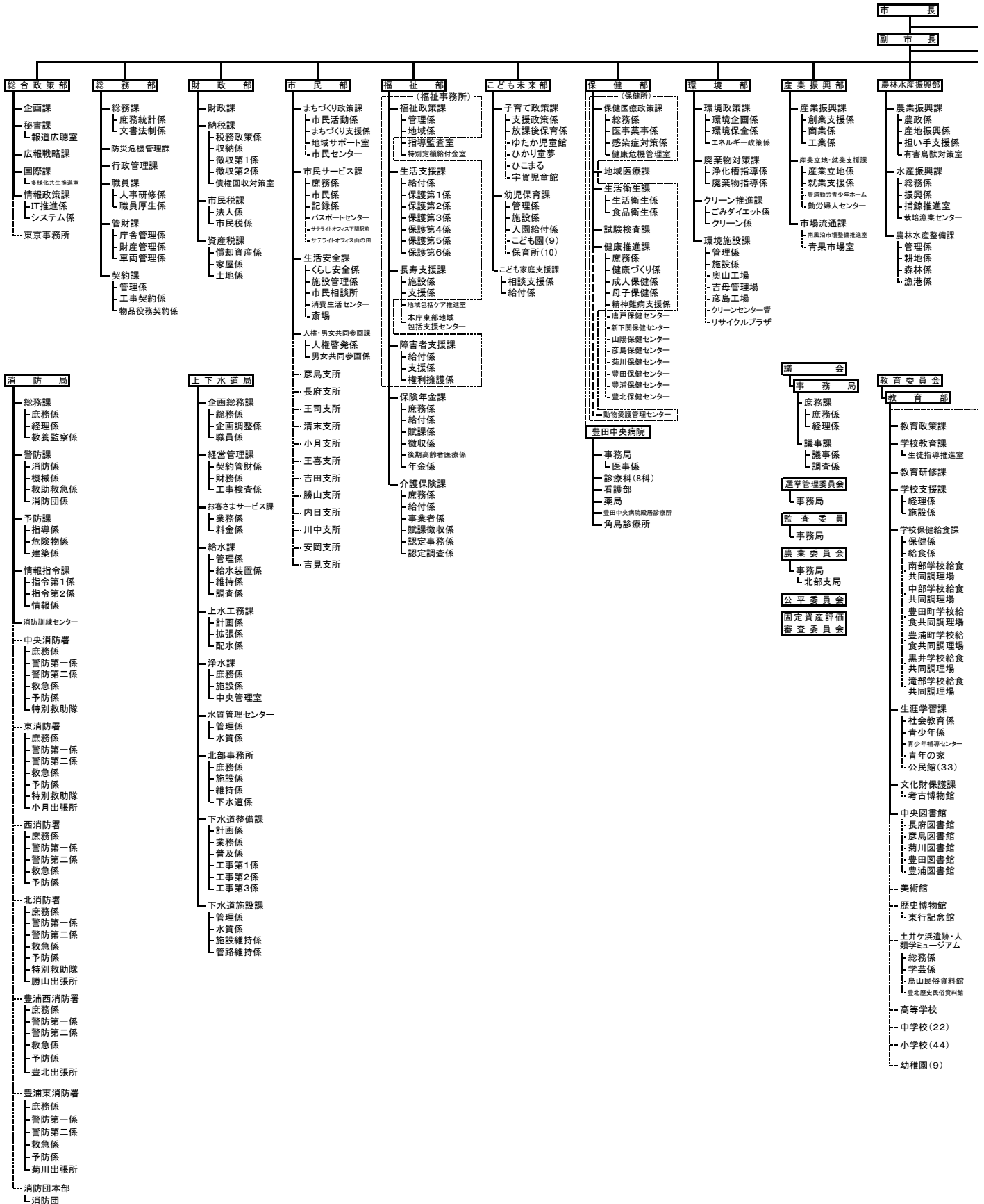
4. 人口・世帯数の推移 (旧下関市と旧豊浦郡四町を含む)

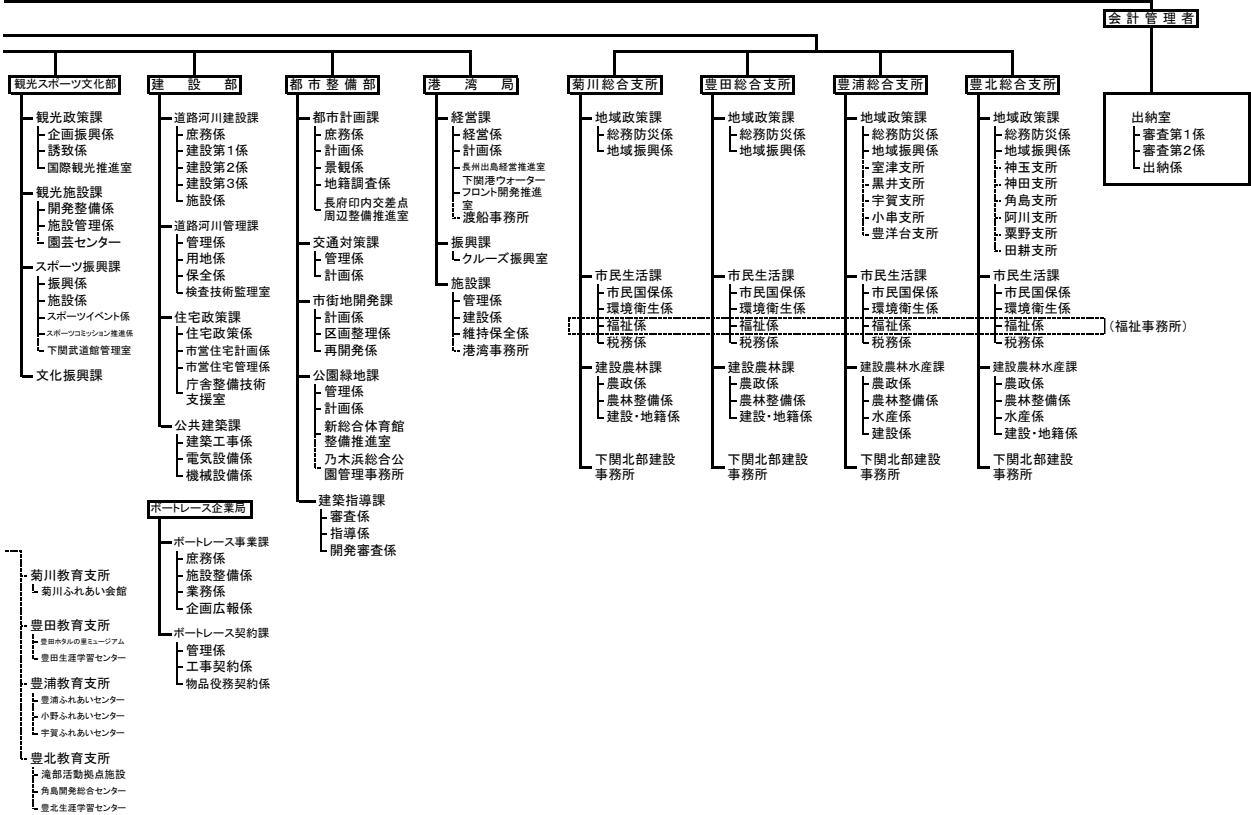
年次	面積 km ²	世帯数 世帯	人口			人口密度 人/km ²
			総数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和2年	716.10	115,881	254,981	118,496	136,485	356.1

※ 昭和30年から平成27年までの各数値…国勢調査数値
 昭和30年から平成12年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計
 令和2年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和元.10.1時点)
 令和2年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和2.4.1時点)

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図





2. 税務関係課職員配置状況

令和2年4月1日現在

部	課	係								計	平均 年齢	平均 経験 年数 (税務)	
			課長	主幹	課長 補佐	主査	係長	主任	主任 主事				主事
財	納 税 課	課長・課長補佐	1	1							2	57.0	3.0
		税務政策係				1	(1)	2			3(1)	46.7	5.0
		収納係				1	(1)	1	2	2	6(1)	33.5	4.8
		徴収第1係				1	(1)	2	2	8	13(1)	30.2	2.8
		徴収第2係			1		(1)	5	3	4	13(1)	38.1	3.8
		債権回収対策室		1				(1)	(2)	(1)	1(4)	53.0	8.8
	計		1	2	1	3	(4)	10(1)	7(2)	14(1)	38(8)	36.7	3.8
政	市民 税課	課長・課長補佐	1		1	1					3	56.7	6.6
		法人係				1	(1)	4		3	8(1)	35.9	3.6
		市民税係				1	(1)	3	3	8	15(1)	32.0	3.9
		計	1	0	1	3	(2)	7	3	11	26(2)	36.0	4.1
部	資産 税課	課長・課長補佐	1		1						2	54.5	13.4
		償却資産係			1		(1)	7	1	2	11(1)	42.6	6.8
		家屋係			1		(1)	1	3	5	10(1)	30.3	2.6
		土地係					1	2		7	10	30.0	3.4
	計	1	0	3	0	1(2)	10	4	14	33(2)	35.8	4.9	
菊川 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	55.5	1.0
		税務係				1	(1)	4			5(1)	46.4	3.0
	計	1	0	1	1	(1)	3(1)	0	0	7(1)	49.0	2.4	
豊田 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	55.5	3.0
		税務係					1	3			4	47.3	2.5
	計	1	0	1	0	1	3	0	0	6	50.0	2.7	
豊浦 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1	1							2	57.5	8.0
		税務係					1	4	1		6	43.7	6.3
	計	1	1	0	0	1	4	1	0	8	47.1	6.7	
豊北 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	56.0	5.0
		税務係			1		(1)	3			4(1)	46.5	7.0
	計	1	0	2	0	(1)	3	0	0	6(1)	49.7	6.3	
合 計			7	3	9	7	3(10)	41(1)	15(2)	39(1)	124(14)	39.0	4.3

※ カッコ内は兼務職員数

3. 税務関係課事務分掌

令和2年4月1日現在

部	課	係	事務分掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収納係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係 徴収第2係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。
		債権回収 対策室	(ア) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (イ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (ウ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市民 税 課	法人係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市民税係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家屋係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土地係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
	総 合 支 所	市 民 生 活 課	税務係

Ⅲ 財 政

1. 令和元年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額	構成比	款 (項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	33,373,175	28.3	議 会 費	571,530	0.5
(市 民 税)	(15,342,325)	(13.0)	総 務 費	12,285,387	10.6
(固 定 資 産 税)	(14,059,195)	(11.9)	(うち徴税費)	(1,103,518)	(1.0)
(軽自動車税)	(709,903)	(0.6)	民 生 費	45,361,598	39.3
(市たばこ税)	(1,802,135)	(1.5)	衛 生 費	9,582,630	8.3
(特別土地保有税)	(465)	(0.0)	労 働 費	210,500	0.2
(入 湯 税)	(30,163)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	4,253,565	3.7
(都 市 計 画 税)	(1,428,989)	(1.2)	商 工 費	4,321,485	3.7
地 方 譲 与 税	805,858	0.7	土 木 費	11,558,873	10.0
利 子 割 交 付 金	48,660	0.0	消 防 費	3,472,525	3.0
配 当 割 交 付 金	140,713	0.1	教 育 費	9,672,908	8.4
株式等譲渡所得割交付金	72,033	0.1	災 害 復 旧 費	479,898	0.4
地方消費税交付金	4,573,235	3.9	公 債 費	13,648,546	11.8
ゴルフ場利用税交付金	42,920	0.0	予 備 費	0	-
自動車取得税交付金	136,398	0.1			
環境性能割交付金	40,320	0.0			
国有提供施設等 所在市助成交付金	74,323	0.1			
地方特例交付金	551,503	0.5			
地 方 交 付 税	26,182,697	22.2			
交通安全対策特別交付金	40,138	0.0			
分担金及び負担金	784,675	0.7			
使用料及び手数料	3,665,043	3.1			
国 庫 支 出 金	17,462,870	14.8			
県 支 出 金	7,801,952	6.6			
財 産 収 入	511,248	0.4			
寄 附 金	293,656	0.2			
繰 入 金	3,498,200	3.0			
繰 越 金	3,720,491	3.2			
諸 収 入	4,271,482	3.6			
市 債	9,755,604	8.3			
計	117,847,194	100.0	計	115,419,445	100.0

歳入歳出差引 2,427,749 千円 (翌年度繰越事業を含む。)

2. 令和2年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額	構成比	款 (項)	予算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	33,084,374	28.8	議 会 費	586,989	0.5
(市 民 税)	(14,921,237)	(13.0)	総 務 費	10,197,096	8.9
(固 定 資 産 税)	(14,223,215)	(12.4)	(徴 税 費)	(1,120,890)	(1.0)
(軽 自 動 車 税)	(759,594)	(0.7)	民 生 費	47,243,469	41.2
(市 た ば こ 税)	(1,707,500)	(1.5)	衛 生 費	9,213,894	8.0
(特 別 土 地 保 有 税)	(453)	(0.0)	労 働 費	287,009	0.3
(入 湯 税)	(31,069)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	4,121,378	3.6
(都 市 計 画 税)	(1,441,306)	(1.3)	商 工 費	4,848,563	4.2
地 方 譲 与 税	880,030	0.8	土 木 費	12,415,099	10.8
利 子 割 交 付 金	33,369	0.0	消 防 費	3,620,431	3.1
配 当 割 交 付 金	114,990	0.1	教 育 費	8,221,056	7.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	59,547	0.1	災 害 復 旧 費	50,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	283,618	0.2	公 債 費	13,875,016	12.1
地 方 消 費 税 交 付 金	5,694,601	5.0	予 備 費	100,000	0.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	41,826	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	87,148	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	74,323	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	246,593	0.2			
地 方 交 付 税	25,879,485	22.5			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,884	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	564,217	0.5			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,756,490	3.3			
国 庫 支 出 金	16,998,000	14.8			
県 支 出 金	8,158,835	7.1			
財 産 収 入	351,506	0.3			
寄 附 金	427,791	0.4			
繰 入 金	4,351,000	3.8			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	5,388,921	4.7			
市 債	7,656,452	6.7			
計	114,780,000	100.0	計	114,780,000	100.0

前年度当初予算額 114,510,000 千円

IV 市税総括

1. 令和元年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1	市 税	33,188,265,000	0	33,188,265,000		33,188,265,000
	1 市 民 税	15,270,462,000	0	15,270,462,000		15,270,462,000
	1 個 人	11,992,873,000	0	11,992,873,000		11,992,873,000
					現年課税分	11,894,437,000
					普通徴収	/
					特別徴収	/
					滞納繰越分	98,436,000
	2 法 人	3,277,589,000	0	3,277,589,000		3,277,589,000
					現年課税分	3,270,978,000
					滞納繰越分	6,611,000
2	固定資産税	13,975,343,000	0	13,975,343,000		13,975,343,000
	1 純固定資産税	13,819,855,000	0	13,819,855,000		13,819,855,000
					現年課税分	13,741,115,000
					土地・家屋	10,530,128,000
					償 却	3,210,987,000
					滞納繰越分	78,740,000
	2 国有資産等 所在市交付金	155,488,000	0	155,488,000		155,488,000
					国有資産等 所在市交付金	155,488,000
3	軽自動車税	726,461,000	0	726,461,000		726,461,000
	1 軽自動車税	726,461,000	0	726,461,000		726,461,000
					軽自動車税	718,221,000
					現年課税分	705,913,000
					滞納繰越分	12,308,000
					軽自動車税 環境性能割	8,240,000
4	市たばこ税	1,761,722,000	0	1,761,722,000		1,761,722,000
	1 市たばこ税	1,761,722,000	0	1,761,722,000		1,761,722,000
					現年課税分	1,761,722,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	404,000	0	404,000		404,000
	1 特別土地保有税	404,000	0	404,000		404,000
					現年課税分	0
					滞納繰越分	404,000
6	入湯税	27,770,000	0	27,770,000		27,770,000
	1 入湯税	27,770,000	0	27,770,000		27,770,000
					現年課税分	27,708,000
					滞納繰越分	62,000
7	都市計画税	1,426,103,000	0	1,426,103,000		1,426,103,000
	1 都市計画税	1,426,103,000	0	1,426,103,000		1,426,103,000
					現年課税分	1,415,977,000
					滞納繰越分	10,126,000
	現年課税分	32,981,578,000	0	32,981,578,000		32,981,578,000
	滞納繰越分	206,687,000	0	206,687,000		206,687,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
34,191,806,469	33,373,174,998	65,960,356	752,671,115	762,233,797	100.6	97.6	9,562,682
15,736,185,745	15,342,324,818	28,676,813	365,184,114	373,357,448	100.5	97.5	8,173,334
12,504,041,235	12,142,225,550	27,334,019	334,481,666	342,655,000	101.2	97.1	8,173,334
12,163,018,322	12,053,406,729	135,900	109,475,693	117,293,802	101.3	99.1	7,818,109
2,243,322,800	2,141,808,200	135,900	101,378,700	103,191,609		95.5	1,812,909
9,919,695,522	9,911,598,529		8,096,993	14,102,193		99.9	6,005,200
341,022,913	88,818,821	27,198,119	225,005,973	225,361,198	90.2	26.0	355,225
3,232,144,510	3,200,099,268	1,342,794	30,702,448	30,702,448	97.6	99.0	0
3,212,600,400	3,196,752,920	50,000	15,797,480	15,797,480	97.7	99.5	
19,544,110	3,346,348	1,292,794	14,904,968	14,904,968	50.6	17.1	0
14,385,259,149	14,059,194,539	29,708,512	296,356,098	297,468,751	100.6	97.7	1,112,653
14,229,785,149	13,903,720,539	29,708,512	296,356,098	297,468,751	100.6	97.7	1,112,653
13,943,020,722	13,833,554,291	1,615,136	107,851,295	108,929,574	100.7	99.2	1,078,279
10,677,049,578	10,593,224,234	1,236,811	82,588,533	83,414,239	100.6	99.2	825,706
3,265,971,144	3,240,330,057	378,325	25,262,762	25,515,335	100.9	99.2	252,573
286,764,427	70,166,248	28,093,376	188,504,803	188,539,177	89.1	24.5	34,374
155,474,000	155,474,000	0	0	0	100.0	100.0	0
155,474,000	155,474,000	0	0	0	100.0	100.0	0
762,857,667	709,902,880	3,897,025	49,057,762	49,219,406	97.7	93.1	161,644
762,857,667	709,902,880	3,897,025	49,057,762	49,219,406	97.7	93.1	161,644
755,849,967	702,895,180	3,897,025	49,057,762	49,219,406	97.9	93.0	161,644
708,434,200	691,657,434	46,200	16,730,566	16,879,010	98.0	97.6	148,444
47,415,767	11,237,746	3,850,825	32,327,196	32,340,396	91.3	23.7	13,200
7,007,700	7,007,700	0	0	0	85.0	100.0	
1,802,134,694	1,802,134,744	0	-50	0	102.3	100.0	50
1,802,134,694	1,802,134,744	0	-50	0	102.3	100.0	50
1,802,131,744	1,802,131,794	0	-50	0	102.3	100.0	50
2,950	2,950	0	0	0	-	100.0	0
7,882,454	465,345	0	7,417,109	7,417,109	115.2	5.9	0
7,882,454	465,345	0	7,417,109	7,417,109	115.2	5.9	0
0	0	0	0	0	-	-	0
7,882,454	465,345	0	7,417,109	7,417,109	115.2	5.9	0
30,528,580	30,163,150	0	365,430	365,430	108.6	98.8	0
30,528,580	30,163,150	0	365,430	365,430	108.6	98.8	0
30,170,950	30,115,900	0	55,050	55,050	108.7	99.8	0
357,630	47,250	0	310,380	310,380	76.2	13.2	0
1,466,958,180	1,428,989,522	3,678,006	34,290,652	34,405,653	100.2	97.4	115,001
1,466,958,180	1,428,989,522	3,678,006	34,290,652	34,405,653	100.2	97.4	115,001
1,431,492,900	1,420,254,272	165,822	11,072,806	11,183,510	100.3	99.2	110,704
35,465,280	8,735,250	3,512,184	23,217,846	23,222,143	86.3	24.6	4,297
33,453,350,938	33,190,355,040	2,013,058	260,982,840	270,138,426	100.6	99.2	9,155,586
738,455,531	182,819,958	63,947,298	491,688,275	492,095,371	88.5	24.8	407,096

2. 令和元年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
2	地方譲与税	785,802,000	0	785,802,000		785,802,000
1	地方揮発油譲与税	206,295,000	0	206,295,000		206,295,000
	1 地方揮発油譲与税	206,295,000	0	206,295,000		206,295,000
					地方揮発油譲与税	206,295,000
2	自動車重量譲与税	516,432,000	0	516,432,000		516,432,000
	1 自動車重量譲与税	516,432,000	0	516,432,000		516,432,000
					自動車重量譲与税	516,432,000
3	地方道路譲与税	0	0	0		0
	1 地方道路譲与税	0	0	0		0
					地方道路譲与税	0
4	特別とん譲与税	34,075,000	0	34,075,000		34,075,000
	1 特別とん譲与税	34,075,000	0	34,075,000		34,075,000
					特別とん譲与税	34,075,000
5	森林環境譲与税	29,000,000	0	29,000,000		29,000,000
	1 森林環境譲与税	29,000,000	0	29,000,000		29,000,000
					特別とん譲与税	29,000,000
3	利子割交付金	80,165,000	0	80,165,000		80,165,000
1	利子割交付金	80,165,000	0	80,165,000		80,165,000
	1 利子割交付金	80,165,000	0	80,165,000		80,165,000
					利子割交付金	80,165,000
4	配当割交付金	165,485,000	0	165,485,000		165,485,000
1	配当割交付金	165,485,000	0	165,485,000		165,485,000
	1 配当割交付金	165,485,000	0	165,485,000		165,485,000
					配当割交付金	165,485,000
5	株式等譲渡所得割交付金	156,865,000	0	156,865,000		156,865,000
1	株式等譲渡所得割交付金	156,865,000	0	156,865,000		156,865,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	156,865,000	0	156,865,000		156,865,000
					株式等譲渡所得割交付金	156,865,000
6	地方消費税交付金	4,706,524,000	0	4,706,524,000		4,706,524,000
1	地方消費税交付金	4,706,524,000	0	4,706,524,000		4,706,524,000
	1 地方消費税交付金	4,706,524,000	0	4,706,524,000		4,706,524,000
					地方消費税交付金	4,706,524,000
7	ゴルフ場利用税交付金	41,169,000	0	41,169,000		41,169,000
1	ゴルフ場利用税交付金	41,169,000	0	41,169,000		41,169,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	41,169,000	0	41,169,000		41,169,000
					ゴルフ場利用税交付金	41,169,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
805,858,242	805,858,242	0	0	0	102.6	100.0	0
192,036,000	192,036,000	0	0	0	93.1	100.0	0
192,036,000	192,036,000	0	0	0	93.1	100.0	0
192,036,000	192,036,000	0	0	0	93.1	100.0	0
553,039,000	553,039,000	0	0	0	107.1	100.0	0
553,039,000	553,039,000	0	0	0	107.1	100.0	0
553,039,000	553,039,000	0	0	0	107.1	100.0	0
76	76	0	0	0	-	100.0	0
76	76	0	0	0	-	100.0	0
76	76	0	0	0	-	100.0	0
31,677,166	31,677,166	0	0	0	93.0	100.0	0
31,677,166	31,677,166	0	0	0	93.0	100.0	0
31,677,166	31,677,166	0	0	0	93.0	100.0	0
29,106,000	29,106,000	0	0	0	100.4	100.0	0
29,106,000	29,106,000	0	0	0	100.4	100.0	0
29,106,000	29,106,000	0	0	0	100.4	100.0	0
48,660,000	48,660,000	0	0	0	60.7	100.0	0
48,660,000	48,660,000	0	0	0	60.7	100.0	0
48,660,000	48,660,000	0	0	0	60.7	100.0	0
48,660,000	48,660,000	0	0	0	60.7	100.0	0
140,713,000	140,713,000	0	0	0	85.0	100.0	0
140,713,000	140,713,000	0	0	0	85.0	100.0	0
140,713,000	140,713,000	0	0	0	85.0	100.0	0
140,713,000	140,713,000	0	0	0	85.0	100.0	0
72,033,000	72,033,000	0	0	0	45.9	100.0	0
72,033,000	72,033,000	0	0	0	45.9	100.0	0
72,033,000	72,033,000	0	0	0	45.9	100.0	0
72,033,000	72,033,000	0	0	0	45.9	100.0	0
4,573,235,000	4,573,235,000	0	0	0	97.2	100.0	0
4,573,235,000	4,573,235,000	0	0	0	97.2	100.0	0
4,573,235,000	4,573,235,000	0	0	0	97.2	100.0	0
4,573,235,000	4,573,235,000	0	0	0	97.2	100.0	0
42,919,694	42,919,694	0	0	0	104.3	100.0	0
42,919,694	42,919,694	0	0	0	104.3	100.0	0
42,919,694	42,919,694	0	0	0	104.3	100.0	0
42,919,694	42,919,694	0	0	0	104.3	100.0	0

→ (次ページに続く)

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
8	自動車取得税交付金	109,740,000	0	109,740,000		109,740,000
	1 自動車取得税交付金	109,740,000	0	109,740,000		109,740,000
	1 自動車取得税交付金	109,740,000	0	109,740,000		109,740,000
					自動車取得税金交付金	109,740,000
9	環境性能割交付金	41,706,000	0	41,706,000		41,706,000
	1 環境性能割交付金	41,706,000	0	41,706,000		41,706,000
	1 環境性能割交付金	41,706,000	0	41,706,000		41,706,000
					環境性能割交付金	41,706,000
10	国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
					国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000
14	使用料及び手数料	23,676,000	0	23,676,000		23,676,000
	2 手数料	23,676,000	0	23,676,000		23,676,000
	1 総務手数料	23,676,000	0	23,676,000		23,676,000
					総務手数料	23,676,000
16	県支出金	391,692,000	0	391,692,000		391,692,000
	3 委託金	391,692,000	0	391,692,000		391,692,000
	1 総務費委託金	391,692,000	0	391,692,000		391,692,000
					徴税费委託金	391,692,000
21	諸収入	116,138,000	0	116,138,000		116,138,000
	1 延滞金、加算金及び過料	110,490,000	0	110,490,000		110,490,000
	1 延滞金	110,490,000	0	110,490,000		110,490,000
					延滞金	110,490,000
	2 加算金	0	0	0		0
					加算金	0
6	雑入	5,648,000	0	5,648,000		5,648,000
	1 滞納処分費	5,381,000	0	5,381,000		5,381,000
					滞納処分費	5,381,000
	2 弁償金	20,000	0	20,000		20,000
					弁償金	20,000
	3 雑入	247,000	0	247,000		247,000
					雑入	247,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
136,397,902	136,397,902	0	0	0	124.3	100.0	0
136,397,902	136,397,902	0	0	0	124.3	100.0	0
136,397,902	136,397,902	0	0	0	124.3	100.0	0
136,397,902	136,397,902	0	0	0	124.3	100.0	0
40,320,000	40,320,000	0	0	0	96.7	100.0	0
40,320,000	40,320,000	0	0	0	96.7	100.0	0
40,320,000	40,320,000	0	0	0	96.7	100.0	0
40,320,000	40,320,000	0	0	0	96.7	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	100.0	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	100.0	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	100.0	100.0	0
74,323,000	74,323,000	0	0	0	100.0	100.0	0
22,049,019	22,049,019	0	0	0	93.1	100.0	0
22,049,019	22,049,019	0	0	0	93.1	100.0	0
22,049,019	22,049,019	0	0	0	93.1	100.0	0
22,049,019	22,049,019	0	0	0	93.1	100.0	0
391,276,835	391,276,835	0	0	0	99.9	100.0	0
391,276,835	391,276,835	0	0	0	99.9	100.0	0
391,276,835	391,276,835	0	0	0	99.9	100.0	0
391,276,835	391,276,835	0	0	0	99.9	100.0	0
259,339,111	67,841,365	0	191,497,746	191,497,746	58.4	26.2	0
258,730,464	67,232,718	0	191,497,746	191,497,746	60.8	26.0	0
258,190,264	67,232,718	0	190,957,546	190,957,546	60.8	26.0	0
258,190,264	67,232,718	0	190,957,546	190,957,546	60.8	26.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
608,647	608,647	0	0	0	10.8	100.0	0
363,145	363,145	0	0	0	6.7	100.0	0
363,145	363,145	0	0	0	6.7	100.0	0
13,000	13,000	0	0	0	65.0	100.0	0
13,000	13,000	0	0	0	65.0	100.0	0
232,502	232,502	0	0	0	94.1	100.0	0
232,502	232,502	0	0	0	94.1	100.0	0

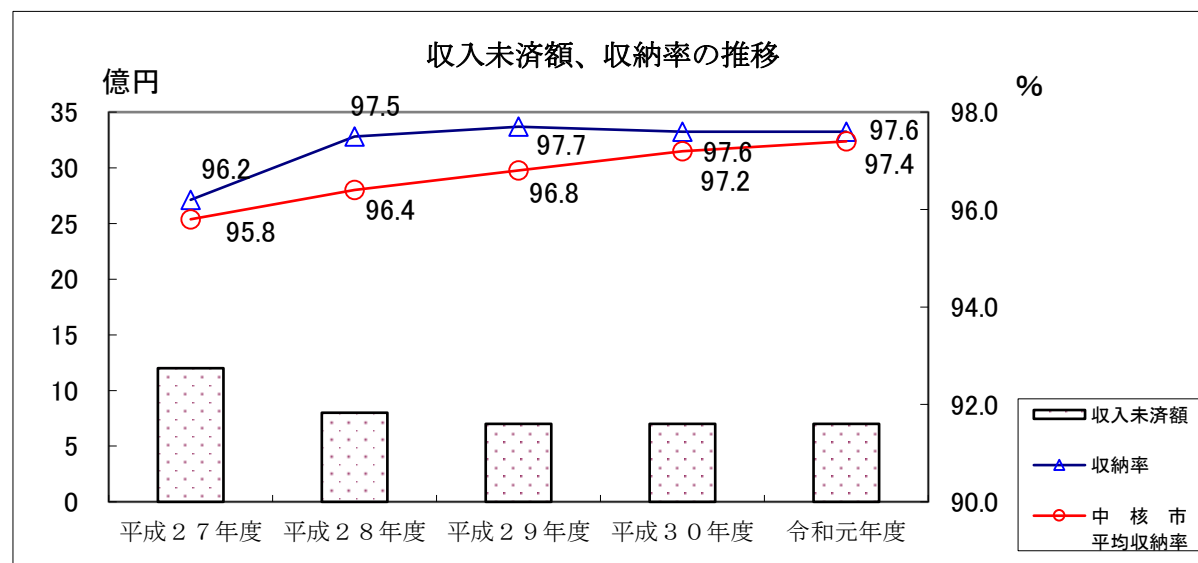
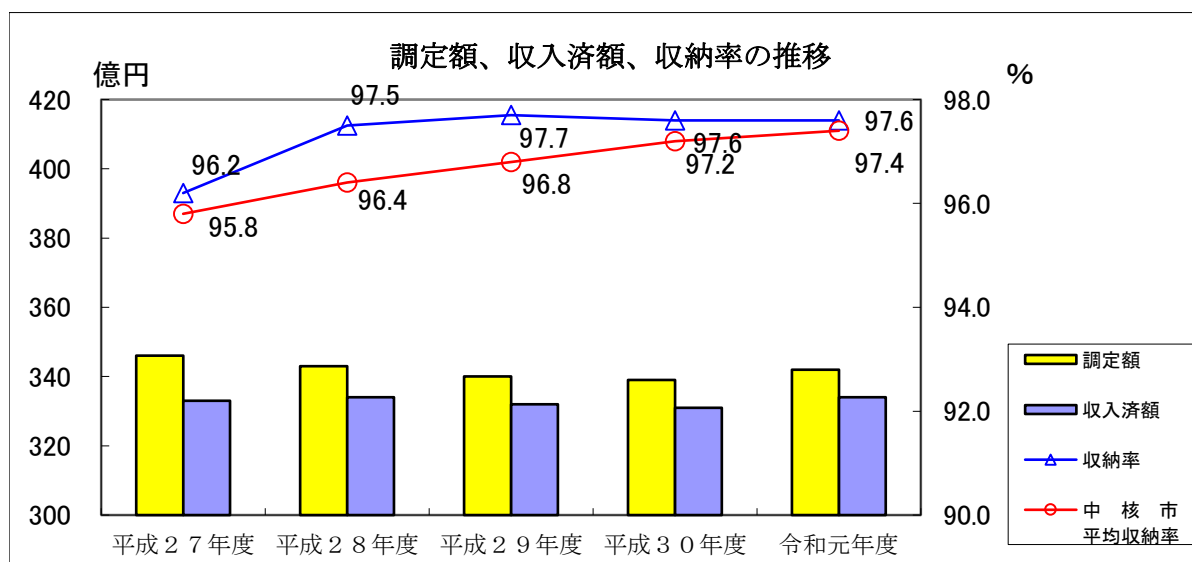
3. 年度別税目別決算額

年度区分 税目区分	平成 27 年度			平成 28 年度				平 調 定 額 千円
	調 定 額 千円	収入済額 千円	収納率 %	調 定 額 千円	収入済額 千円	収納率 %	収入 対前年比 %	
市 税	34,607,866	33,286,393	96.2	34,301,705	33,439,177	97.5	100.5	33,991,576
市 民 税	15,977,778	15,498,228	97.0	15,565,125	15,151,795	97.3	97.8	15,535,976
個 人	12,435,554	11,989,431	96.4	12,500,924	12,113,740	96.9	101.0	12,315,665
現年課税分	11,955,722	11,842,004	99.0	12,092,959	11,984,003	99.1	101.2	11,966,495
滞納繰越分	479,832	147,427	30.7	407,965	129,737	31.8	88.0	349,170
法 人	3,542,224	3,508,797	99.1	3,064,201	3,038,055	99.1	86.6	3,220,311
現年課税分	3,517,948	3,504,498	99.6	3,039,399	3,028,309	99.6	86.4	3,200,921
滞納繰越分	24,276	4,299	17.7	24,802	9,746	39.3	226.7	19,390
固 定 資 産 税	14,185,012	13,778,351	97.1	14,282,967	13,936,708	97.6	101.1	14,380,641
固 定 資 産 税	14,016,587	13,609,926	97.1	14,118,167	13,771,908	97.5	101.2	14,222,177
現年課税分	13,621,101	13,510,203	99.2	13,771,019	13,677,863	99.3	101.2	13,913,950
滞納繰越分	395,486	99,723	25.2	347,148	94,045	27.1	94.3	308,227
市交付金納付金	168,425	168,425	100.0	164,800	164,800	100.0	97.8	158,464
軽自動車税	616,639	569,460	92.3	690,569	642,678	93.1	112.9	715,005
現年課税分	568,882	555,836	97.7	648,334	630,728	97.3	113.5	670,576
滞納繰越分	47,757	13,624	28.5	42,235	11,950	28.3	87.7	44,429
市たばこ税	1,990,393	1,990,393	100.0	1,935,516	1,935,516	100.0	97.2	1,838,920
現年課税分	1,990,393	1,990,393	100.0	1,935,516	1,935,516	100.0	97.2	1,838,920
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	-	0
特別土地保有税	334,199	381	0.1	324,263	315,481	97.3	82,803.4	8,782
現年課税分	0	0	-	0	0	-	-	0
滞納繰越分	334,199	381	0.1	324,263	315,481	97.3	82,803.4	8,782
入 湯 税	33,424	33,135	99.1	31,057	30,643	98.7	92.5	29,827
現年課税分	33,004	32,969	99.9	30,769	30,586	99.4	92.8	29,412
滞納繰越分	420	166	39.5	288	57	19.8	34.3	415
都市計画税	1,470,421	1,416,445	96.3	1,472,208	1,426,356	96.9	100.7	1,482,425
現年課税分	1,417,881	1,403,216	99.0	1,426,089	1,413,812	99.1	100.8	1,441,460
滞納繰越分	52,540	13,229	25.2	46,119	12,544	27.2	94.8	40,965
現年課税分	33,273,356	33,007,544	99.2	33,108,885	32,865,617	99.3	99.6	33,220,198
滞納繰越分	1,334,510	278,849	20.9	1,192,820	573,560	48.1	205.7	771,378

成 29 年 度			平 成 30 年 度				令 和 元 年 度			
収入済額	収納率	収入 対前年比	調 定 額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調 定 額	収入済額	収納率	収入 対前年比
千円	%	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
33,211,473	97.7	99.3	33,903,487	33,085,350	97.6	99.6	34,191,806	33,373,175	97.6	100.9
15,176,312	97.7	100.2	15,693,628	15,308,912	97.5	100.9	15,736,186	15,342,325	97.5	100.2
11,978,168	97.3	98.9	12,440,270	12,075,244	97.1	100.8	12,504,041	12,142,226	97.1	100.6
11,867,693	99.2	99.0	12,119,772	11,982,725	98.9	101.0	12,163,018	12,053,407	99.1	100.6
110,475	31.6	85.2	320,498	92,519	28.9	83.7	341,023	88,819	26.0	96.0
3,198,144	99.3	105.3	3,253,358	3,233,668	99.4	101.1	3,232,145	3,200,099	99.0	99.0
3,194,738	99.8	105.5	3,236,550	3,231,092	99.8	101.1	3,212,601	3,196,753	99.5	98.9
3,406	17.6	34.9	16,808	2,576	15.3	75.6	19,544	3,346	17.1	129.9
14,061,530	97.8	100.9	14,183,229	13,851,040	97.7	98.5	14,385,259	14,059,194	97.7	101.5
13,903,066	97.8	101.0	14,026,294	13,694,105	97.6	98.5	14,229,785	13,903,720	97.7	101.5
13,819,375	99.3	101.0	13,736,872	13,629,435	99.2	98.6	13,943,021	13,833,554	99.2	101.5
83,691	27.2	89.0	289,422	64,670	22.3	77.3	286,764	70,166	24.5	108.5
158,464	100.0	96.2	156,935	156,935	100.0	99.0	155,474	155,474	100.0	99.1
664,336	92.9	103.4	738,176	685,980	92.9	103.3	762,858	709,903	93.1	103.5
652,617	97.3	103.5	690,861	674,160	97.6	103.3	715,442	698,665	97.7	103.6
11,719	26.4	98.1	47,315	11,820	25.0	100.9	47,416	11,238	23.7	95.1
1,838,915	100.0	95.0	1,794,699	1,794,701	100.0	97.6	1,802,135	1,802,135	100.0	100.4
1,838,915	100.0	95.0	1,794,694	1,794,696	100.0	97.6	1,802,132	1,802,132	100.0	100.4
0	-	-	5	5	100.0	-	3	3	100.0	60.0
449	5.1	0.1	8,333	450	5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3
0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
449	5.1	0.1	8,333	450	5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3
29,484	98.9	96.2	29,305	28,947	98.8	98.2	30,528	30,163	98.8	104.2
29,380	99.9	96.1	28,963	28,915	99.8	98.4	30,170	30,116	99.8	104.2
104	25.1	182.5	342	32	9.4	30.8	358	47	13.1	146.9
1,440,447	97.2	101.0	1,456,117	1,415,320	97.2	98.3	1,466,958	1,428,990	97.4	101.0
1,429,284	99.2	101.1	1,418,003	1,406,912	99.2	98.4	1,431,493	1,420,254	99.2	100.9
11,163	27.3	89.0	38,114	8,408	22.1	75.3	35,465	8,736	24.6	103.9
32,990,466	99.3	100.4	33,166,262	32,904,870	99.2	99.7	33,453,351	33,190,355	99.2	100.9
221,007	28.7	38.5	720,837	180,480	25.0	81.7	738,455	182,820	24.8	101.3

4. 市税の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
調定額	億円 346	億円 343	億円 340	億円 339	億円 342
収入済額	333	334	332	331	334
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	12	8	7	7	7
収納率	% 96.2	% 97.5	% 97.7	% 97.6	% 97.6
中核市 平均収納率	95.8	96.4	96.8	97.2	97.4



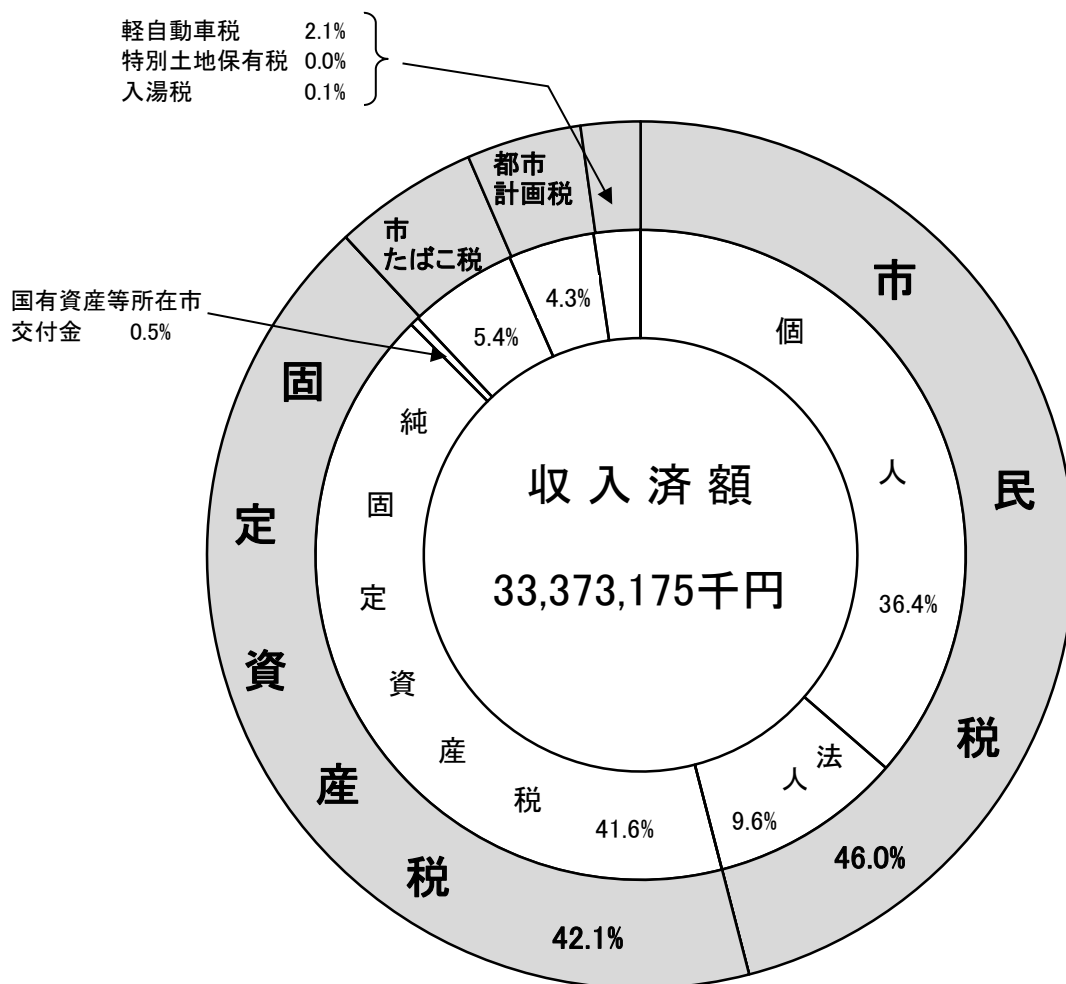
5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位：千円)

科目 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地方譲与税	778,532	775,565	773,701	777,457	805,858
地方揮発油譲与税	227,173	217,014	214,852	216,213	192,036
自動車重量譲与税	520,707	525,946	526,628	532,608	553,039
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別とん譲与税	30,652	32,605	32,221	28,636	31,677
森林環境譲与税	—	—	—	—	29,106
利子割交付金	83,192	47,674	86,970	85,957	48,660
配当割交付金	180,139	107,250	159,962	122,070	140,713
株式等譲渡 所得割交付金	176,280	64,305	170,010	110,679	72,033
地方消費税交付金	5,061,398	4,535,489	4,632,370	4,834,751	4,573,235
ゴルフ場利用 税交付金	52,180	50,626	52,993	44,638	42,920
自動車取得税交付金	173,565	172,403	240,643	258,008	136,398
環境性能割交付金	—	—	—	—	40,320
国有提供施設等 所在市助成交付金	81,770	84,115	78,899	74,323	74,323
総務手数料	29,143	28,016	26,528	23,383	22,049
督促手数料	7,295	7,036	6,551	6,021	5,913
証明手数料	21,848	20,980	19,977	17,362	16,136
徴税费補助金	6,158	—	—	—	—
徴税费委託金	392,020	392,360	390,251	392,896	391,277
諸収入	114,926	91,824	94,962	97,376	67,843
延滞金、加算 及び過算金料	114,639	90,697	94,108	96,833	67,233
延滞金	114,639	90,697	69,108	91,167	67,233
加算金	0	0	25,000	5,666	0
雑収入	287	1,127	854	543	610
滞納処分費	179	538	444	460	363
弁償金	12	21	18	15	13
雑収入	96	568	392	68	234

6. 令和元年度 市税決算額構成

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	15,736,186	46.0	15,342,325	46.0	97.5
個 人	12,504,041	36.6	12,142,226	36.4	97.1
法 人	3,232,145	9.4	3,200,099	9.6	99.0
固 定 資 産 税	14,385,259	42.1	14,059,194	42.1	97.7
純 固 定 資 産 税	14,229,785	41.6	13,903,720	41.6	97.7
国有資産等所在市交付金	155,474	0.5	155,474	0.5	100.0
軽 自 動 車 税	762,858	2.2	709,903	2.1	93.1
市 た ば こ 税	1,802,135	5.3	1,802,135	5.4	100.0
特 別 土 地 保 有 税	7,882	0.0	465	0.0	5.9
入 湯 税	30,528	0.1	30,163	0.1	98.8
都 市 計 画 税	1,466,958	4.3	1,428,990	4.3	97.4
合 計	34,191,806	100.0	33,373,175	100.0	97.6



7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
		千円	%	千円	%	千円	%
予 算 額		33,233,266	—	32,751,312	98.5	33,188,265	101.3
調 定 額		33,991,576	—	33,903,487	99.7	34,191,806	100.9
収 入 額		33,211,473	—	33,085,350	99.6	33,373,175	100.9
不 納 欠 損 額		63,499	—	69,365	109.2	65,960	95.1
収納率	対予算	99.9 %		101.0 %		100.6 %	
	対調定	97.7 %		97.6 %		97.6 %	
指数 平成28年 度を100と して	予算額			98.5		99.9	
	調定額			99.7		100.6	
	収入額			99.6		100.5	
人口 1月1日現在		265,121 人		262,064 人		259,208 人	
世 帯 数		116,262 世帯		116,103 世帯		116,049 世帯	
1 世帯あたり人口		2.3 人		2.3 人		2.2 人	
1 人 当 た り 負 担 額	予算額	125 千円		125 千円		128 千円	
	調定額	128 千円		129 千円		132 千円	
	収入額	125 千円		126 千円		129 千円	
1 世 帯 当 た り 負 担 額	予算額	286 千円		282 千円		286 千円	
	調定額	292 千円		292 千円		295 千円	
	収入額	286 千円		285 千円		288 千円	
税 務 職 員 1 人 当 たり 人 口 等	職員数	120 人		119 人		123 人	
	1人あたり 人口	2,209 人		2,202 人		2,107 人	
	1人あたり 世帯数	969 世帯		976 世帯		943 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 たり 賦 課 額 等	予算額	276,944 千円		275,221 千円		269,823 千円	
	調定額	283,263 千円		284,903 千円		277,982 千円	
	収入額	276,762 千円		278,028 千円		271,327 千円	

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

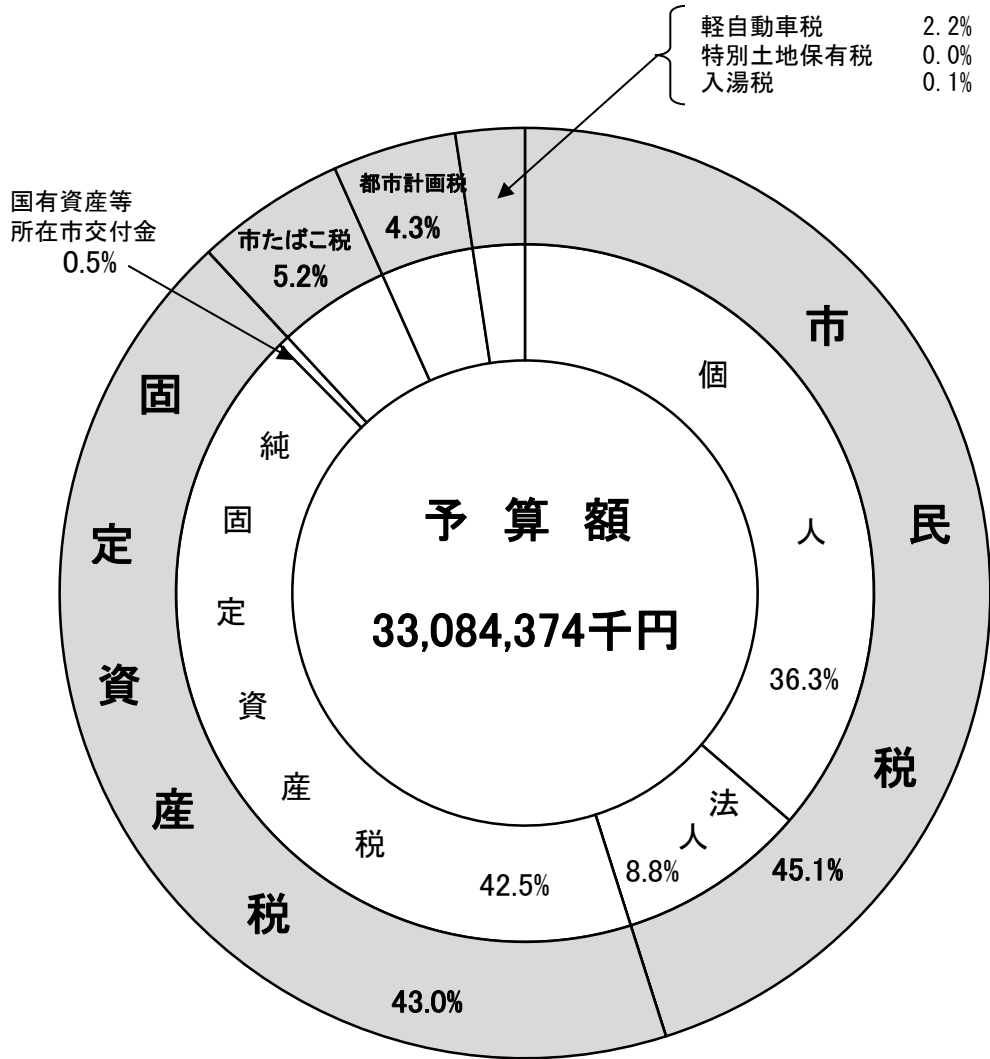
8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
税収入額	1 市 税	33,211,473	33,085,350	33,373,175	
	2 個 人 の 県 民 税	7,940,974	8,005,818	8,050,260	
	3 合 計	41,152,447	41,091,168	41,423,435	
徴	人件費	4 基 本 給	401,020	405,424	399,305
		5 諸 手 当	263,652	252,146	241,731
		(イ) 時 間 外 勤 務 手 当	51,902	35,974	37,471
		(ロ) 税 務 手 当	4,888	4,761	4,764
		(ハ) そ の 他 の 手 当	206,862	211,411	199,496
		6 そ の 他	159,331	160,695	155,195
		7 小 計	824,003	818,265	796,231
税	需用費	8 旅 費	1,833	1,577	1,797
		9 賃 金	5,477	5,670	5,479
		10 そ の 他	253,287	245,682	292,639
		11 小 計	260,597	252,929	299,915
費	報奨金及びこれに類する経費	12 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
		13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			
		14 納 税 奨 励 金			
		15 そ の 他	1,294	76	77
		16 小 計	1,294	76	77
		17 そ の 他	6,077	14,406	7,630
	18 合 計	1,091,971	1,085,676	1,103,853	
県民税徴収取扱費	19 納税通知書を基準にした金額				
	20 徴収額を基準にした金額				
	21 納税義務者数を基準にした金額	374,441	375,352	391,277	
	22 報奨金の額に相当する金額	15,810	17,544		
	23 合 計	390,251	392,896	391,277	
24	純市税徴収費用 18－23	701,720	692,780	712,576	
税収に対する徴税費用の割合	25 市税・県民税に対する割合 18 / 3	2.7%	2.6%	2.7%	
	26 市税に対する割合 24 / 1	2.1%	2.1%	2.1%	
徴税職員数	徴 税 職 員	120人	119人	123人	
	臨 時 職 員	9人	10人	10人	
	27 合 計	129人	129人	133人	
職員 1 人当たりの人件費 7 / 27		6,388	6,343	5,987	

9. 令和2年度 市税予算額構成

税目	区分	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市	民 税	15,333,580	14,921,237	97.3	45.1	45.2
	個 人	12,392,998	12,003,588	96.9	36.3	36.5
	現年課税分	12,025,675	11,893,392	98.9	36.0	35.4
	滞納繰越分	367,323	110,196	30.0	0.3	1.1
	法 人	2,940,582	2,917,649	99.2	8.8	8.7
	現年課税分	2,919,813	2,913,973	99.8	8.8	8.6
	滞納繰越分	20,769	3,676	17.7	0.0	0.1
固 定 資 産 税		14,557,891	14,223,215	97.7	43.0	42.9
	固 定 資 産 税	14,404,096	14,069,420	97.7	42.5	42.4
	現年課税分	14,098,853	13,993,110	99.2	42.3	41.5
	滞納繰越分	305,243	76,310	25.0	0.2	0.9
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	153,795	153,795	100.0	0.5	0.5
軽 自 動 車 税		813,512	759,594	93.4	2.3	2.4
	環 境 性 能 割	31,249	31,249	100.0	0.1	0.1
	種 別 割	782,263	728,345	93.1	2.2	2.3
	現年課税分	734,059	716,294	97.6	2.2	2.2
	滞納繰越分	48,204	12,051	25.0	0.0	0.1
市 た ば こ 税		1,707,500	1,707,500	100.0	5.2	5.0
特 別 土 地 保 有 税		7,432	453	6.1	0.0	0.0
	現年課税分	0	0	-	0.0	0.0
	滞納繰越分	7,432	453	6.1	0.0	0.0
入 湯 税		31,406	31,069	98.9	0.1	0.1
	現年課税分	31,048	30,998	99.8	0.1	0.1
	滞納繰越分	358	71	19.8	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,478,652	1,441,306	97.5	4.3	4.4
	現年課税分	1,443,292	1,432,466	99.2	4.3	4.3
	滞納繰越分	35,360	8,840	25.0	0.0	0.1
市 税		33,929,973	33,084,374	97.5	100.0	100.0
	現年課税分	33,145,284	32,872,777	99.2	99.4	97.7
	滞納繰越分	784,689	211,597	27.0	0.6	2.3



10. 令和2年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)
(単位:円)

区分	税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり		58,260	54,959	3,171	6,656	5,626	121
1世帯当たり		128,693	121,403	7,005	14,703	12,428	267
納税義務者1人当たり		96,785	97,248				
		(法人分を除く。)	(都市計画税を含む。)				

[人口 256,532 人]
 [世帯 116,133 世帯]
 平成31年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 124,252人
 (固定資産税) 159,819人

1 1. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別		年 度		
		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
個 人	所得割	千円 11,529,893	千円 11,683,040	千円 11,726,000
	均等割	436,602	436,733	437,018
	計	11,966,495	12,119,773	12,163,018
法 人	法人税割	2,524,656	2,559,425	2,547,329
	均等割	676,265	677,125	665,271
	計	3,200,921	3,236,550	3,212,600
合 計		15,167,416	15,356,323	15,375,618

1 2. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

年度 種別		区 分			合 計
		均等割のみを 納める者	所得割のみ (退職分離) を納める者	所得割を 納める者	
H 2 9	個 人	人 10,287	人 632	人 115,822	人 126,741
	法 人	3,509	-	2,788	6,297
H 3 0	個 人	10,702	631	115,794	127,127
	法 人	3,386	-	2,972	6,358
R 1	個 人	10,772	694	115,723	127,189
	法 人	3,575	-	2,758	6,333

13. 令和2年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（R2.7.1現在）

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
給与所得者	4,359 人	15,256 千円			89,856 人
営業所得者	803	2,810			4,544
農業所得者	63	221			193
その他の所得者	5,276	18,466			19,057
家屋敷等のみ	101	354			
合計	10,602	37,107	0	0	113,650

14. 令和2年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人員	所得割額	人員	所得割額	人員
10万円以下の金額	3,189 人	5,536 千円	300 人	516 千円	15 人
10万円を超え 100万円以下	28,122	900,951	1,661	45,517	88
100万円を超え 200万円以下	29,169	2,376,103	1,127	92,994	52
200万円を超え 300万円以下	14,650	2,006,546	556	78,219	19
300万円を超え 400万円以下	7,524	1,505,143	294	59,129	9
400万円を超え 550万円以下	4,209	1,118,996	203	55,183	2
550万円を超え 700万円以下	972	344,022	111	40,091	5
700万円を超え 1,000万円以下	829	395,496	115	55,770	1
1,000万円を 超える金額	910	958,596	147	155,621	1
合計	89,574	9,611,389	4,514	583,040	192

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円	千円	人	千円	人	千円	人
314,496	9,740,256	94,215	329,752	89,856	9,740,256	94,215
15,904	597,445	5,347	18,714	4,544	597,445	5,347
675	15,072	256	896	193	15,072	256
66,700	1,162,469	24,333	85,166	19,057	1,162,469	24,333
		101	354			101
397,775	11,515,242	124,252	434,882	113,650	11,515,242	124,252

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円	人	千円	人	千円	人	千円
23	1,694	3,032	192	33,095	5,390	42,202
2,429	12,642	318,715	185	30,688	42,698	1,298,300
4,183	2,942	224,287	120	33,925	33,410	2,731,492
2,817	540	75,198	95	21,063	15,860	2,183,843
1,819	229	45,246	56	23,359	8,112	1,634,696
556	169	45,118	60	23,625	4,643	1,243,478
1,839	124	44,177	25	12,902	1,237	443,031
508	100	47,459	31	17,845	1,076	517,078
731	76	75,845	90	224,091	1,224	1,414,884
14,905	18,516	879,077	854	420,593	113,650	11,509,004

※14表の所得割額は減免後の税額

15. 令和2年度 法人市民税状況調

① 業種別法人数等

業 種	農業・ 林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 水道業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業
法人数	89	13	6	1,031	638	21	104	275	1,714
% 構成比	1.4	0.2	0.1	16.3	10.1	0.3	1.6	4.3	27.1
法人税割	3,498	25,528	765	193,690	725,188	27,762	47,785	149,034	308,113
% 構成比	0.1	1.0	0.0	7.6	28.5	1.1	1.9	5.9	12.1
均等割	5,624	4,140	650	82,612	98,962	4,873	16,822	43,078	187,276
% 構成比	0.8	0.6	0.1	12.4	14.9	0.7	2.5	6.5	28.2

② 組織別法人数等

組 織	株 式	有 限	合 資	合 名	相 互	公 益		一 般	
						財 団	社 団	財 団	社 団
法人数	3,611	1,983	11	13	5	3	1	16	37
% 構成比	57.0	31.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.3	0.6
法人税割	2,062,194	82,092	160	5,962	75,302	61	0	8,066	940
% 構成比	81.0	3.2	0.0	0.2	3.0	0.0	0.0	0.3	0.0
均等割	497,128	106,554	697	642	4,640	150	13	967	1,808
% 構成比	74.7	16.0	0.1	0.1	0.7	0.0	0.0	0.1	0.3

(法人税割・均等割／千円)

金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門技術サービス	宿泊業 飲食サービス業	生活関連 サービス 業	教育 学習支援業	医療 福祉	複合サー ビス業	サービス 業	その他	合 計
150	598	329	292	171	39	374	87	400	2	6,333
2.4	9.4	5.2	4.6	2.7	0.6	5.9	1.4	6.3	0.0	100.0
700,886	147,577	27,153	20,544	25,267	865	54,048	7,864	81,726	36	2,547,329
27.5	5.8	1.1	0.8	1.0	0.0	2.1	0.3	3.2	0.0	100.0
37,825	40,726	27,376	28,927	15,868	2,547	24,608	11,875	31,182	300	665,271
5.7	6.1	4.1	4.3	2.4	0.4	3.7	1.8	4.7	0.0	100.0

(法人税割・均等割／千円)

宗 教	医 療	学 校	社 会 福 祉	その他	合 計
40	161	2	1	449	6,333
0.6	2.5	0.0	0.0	7.1	100.0
955	37,583	14	339	273,661	2,547,329
0.0	1.5	0.0	0.0	10.7	100.0
2,000	10,392	100	50	40,130	665,271
0.3	1.6	0.0	0.0	6.0	100.0

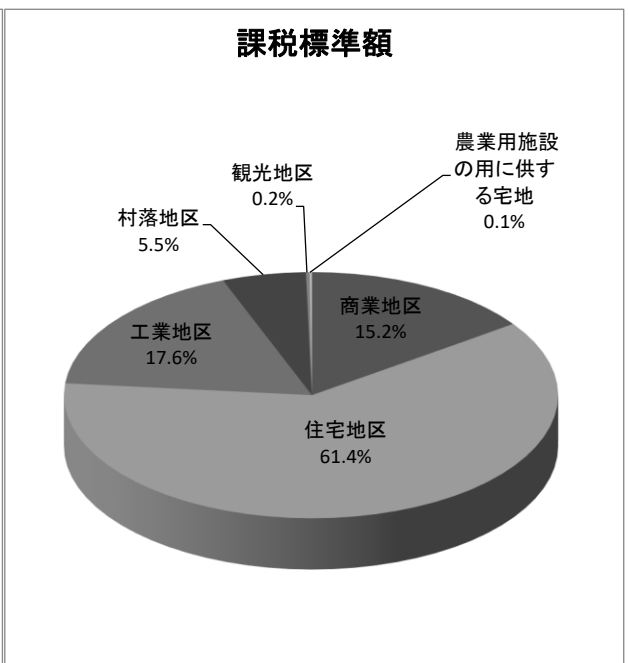
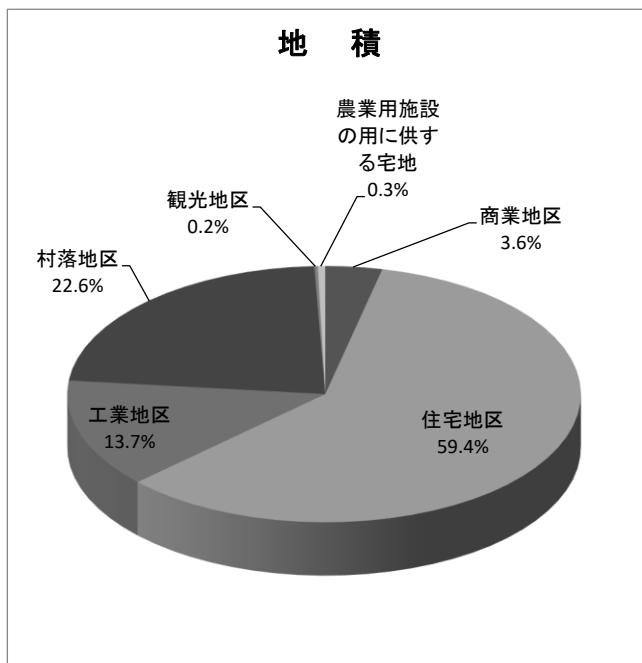
16. 令和2年度 土地に関する調

区分 地目		納税義務者数 法定免税 点以上 のもの	地積			
			非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A)-(B)
田	一般田	9,481	945,460	69,778,711	1,899,379	67,879,332
	勸告遊休田	5		6,899	0	6,899
	介在田・ 市街化区域田	536	9,427	748,448	1,525	746,923
畑	一般畑	8,308	400,408	16,427,527	1,738,147	14,689,380
	勸告遊休畑				0	
	介在畑・ 市街化区域畑	1,630	8,973	1,556,236	8,370	1,547,866
宅地	小規模住宅用地	62,812		17,747,489	1,005,186	16,742,303
	一般住宅用地	41,710		10,579,643	193,415	10,386,228
	商業地等 (非住宅用地)	12,340		13,810,810	34,315	13,776,495
	計	116,862	2,534,966	42,137,942	1,232,916	40,905,026
塩田						
鉱泉地		31	120	188	8	180
池沼		251	230,084	143,760	42,761	100,999
山林	一般山林	10,903	38,110,349	290,337,889	26,477,734	263,860,155
	介在山林	1,554	347,840	3,496,270	125,036	3,371,234
牧場		15	133,393	186,485	1,779	184,706
原野		5,407	612,008	9,366,284	1,606,298	7,759,986
雑種地	ゴルフ場の用地	30	4,628	1,992,790	442	1,992,348
	遊園地の用地				0	
	鉄軌道用地	9	6,954	1,928,190	19	1,928,171
	その他の雑種地	11,502	3,892,579	11,947,953	723,550	11,224,403
	計	11,541	3,904,161	15,868,933	724,011	15,144,922
その他			137,716,147			
合計 (上記を名寄せしたもの)		72,385	184,953,336	450,055,572	33,857,964	416,197,608

決 定 価 格				筆 数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C)-(D)=(E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F)-(G)	平均価格 $\frac{(C)}{(A)}$	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円/㎡	円/㎡
7,262,932	174,466	7,088,466	7,066,119	2,661	52,133	2,439	49,694	104	308
1,365	0	1,365	1,365		5	0	5	198	219
4,108,164	6,054	4,102,110	1,445,136	49	1,023	16	1,007	5,489	25,005
565,725	51,843	513,882	513,583	937	27,889	4,413	23,476	34	162
	0					0			
13,761,476	25,912	13,735,564	4,542,992	39	3,523	68	3,455	8,843	64,831
313,150,024	7,959,276	305,190,748	50,844,324		111,116	11,257	99,859	17,645	134,631
103,246,326	486,112	102,760,214	34,237,901		65,239	2,692	62,547	9,759	89,469
207,704,366	103,443	207,600,923	144,217,120		26,585	561	26,024	15,039	168,297
624,100,716	8,548,831	615,551,885	229,299,345	2,952	202,940	14,510	188,430	14,811	168,297
22,233	7,011	15,222	15,222	6	37	2	35	118,261	785,040
53,991	1,030	52,961	37,848	338	420	88	332	376	17,464
3,605,185	321,754	3,283,431	3,282,661	5,129	96,319	15,262	81,057	12	128
895,952	30,851	865,101	864,969	451	4,163	555	3,608	256	895
3,896	19	3,877	3,877	7	107	2	105	21	109
338,463	21,676	316,787	258,555	1,090	17,474	3,366	14,108	36	18,144
2,034,561	279	2,034,282	1,395,645	6	511	3	508	1,021	1,402
	0					0	0		
8,133,997	3	8,133,994	5,585,772	34	3,895	1	3,894	4,218	120,150
42,066,889	428,101	41,638,788	29,009,690	6,988	30,938	5,111	25,827	3,521	102,547
52,235,447	428,383	51,807,064	35,991,107	7,028	35,344	5,115	30,229	3,292	120,150
				154,001					
706,955,545	9,617,830	697,337,715	283,322,779	174,688	441,377	45,836	395,541	1,571	

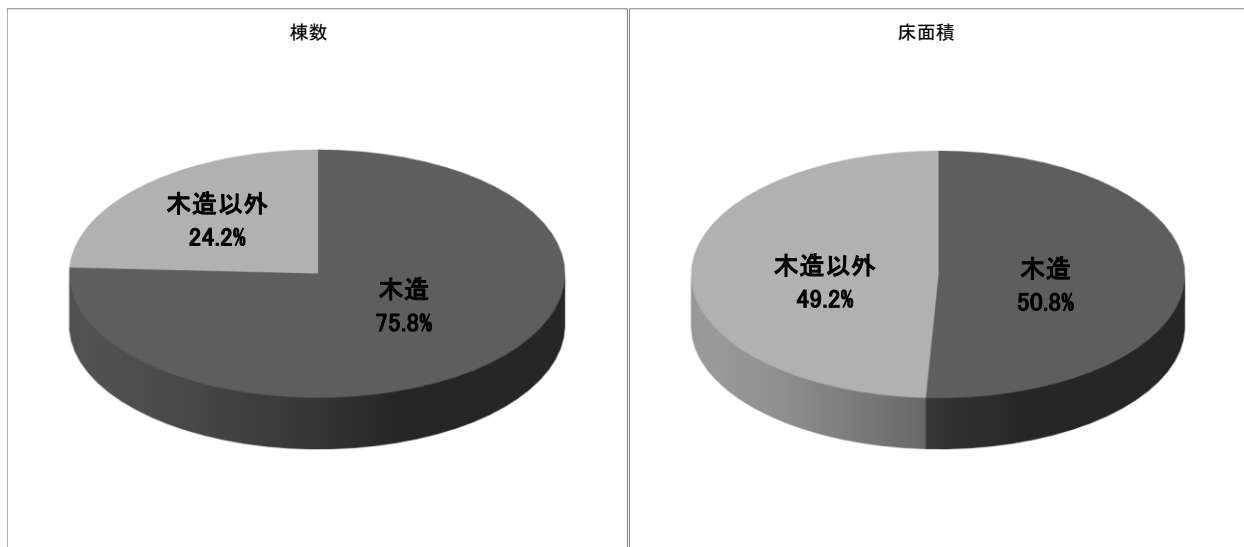
17. 令和2年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納税義務者 人	地積 (A) ㎡	決定価格 (B) 千円	最高価格地の所在地番	課税標準額 千円	筆数 筆	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A) 円/㎡	最高価格 円/㎡
商業地区	繁華街	22	6,377	210,676	竹崎町三丁目	140,045	47	33,037	37,829
	高度商業地区Ⅰ								
	高度商業地区Ⅱ	44	70,349	6,529,082	竹崎町四丁目	4,108,339	70	92,810	168,297
	普通商業地区	1,566	1,376,633	51,370,473	竹崎町四丁目	30,528,649	3,323	37,316	124,720
	計	1,632	1,453,359	58,110,231	竹崎町四丁目	34,777,033	3,440	39,983	168,297
住宅地区	併用住宅地区	5,418	3,211,482	80,002,030	秋根南町一丁目	38,156,034	10,229	24,911	74,869
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	52,107	21,086,936	380,867,384	伊倉新町一丁目	102,566,405	85,179	18,062	60,224
	計	57,525	24,298,418	460,869,414	秋根南町一丁目	140,722,439	95,408	18,967	74,869
工業地区	大工場地区	64	3,042,071	28,013,129	幡生宮の下町	19,565,554	409	9,209	20,729
	中工場地区	1,124	2,578,124	32,347,191	細江新町	20,837,219	2,478	12,547	43,060
	家内工業地区								
	計	1,188	5,620,195	60,360,320	細江新町	40,402,773	2,887	10,740	43,060
村落地区	集団地区	3,660	2,756,953	10,917,825	藤ヶ谷町	4,127,659	6,440	3,960	18,430
	村落地区	8,029	6,499,641	23,597,337	大字伊倉字龍王田	8,376,095	14,654	3,631	18,430
	計	11,689	9,256,594	34,515,162	藤ヶ谷町	12,503,754	21,094	3,729	18,430
観光地区		102	87,498	1,197,846	豊浦町大字川棚	561,148	232	13,690	21,744
農業用施設の用に供する宅地		86	188,962	498,912	豊浦町大字吉永	332,198	175	2,640	9,920
合	計	72,222	40,905,026	615,551,885	竹崎町四丁目	229,299,345	123,236	15,048	168,297



18. 令和2年度 家屋に関する調

区 分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合 計			
	総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数 (人)	89,650	8,236	81,414	3,425	167	3,258	93,075	8,403	84,672	
棟数	木 造 (棟)	118,216	10,422	107,794	3,775	149	3,626	121,991	10,571	111,420
	木造以外 (棟)	28,796	284	28,512	10,215	37	10,178	39,011	321	38,690
	計 (棟)	147,012	10,706	136,306	13,990	186	13,804	161,002	10,892	150,110
床面積	木 造 (㎡) (i)	9,122,152	503,509	8,618,643	396,915	7,001	389,914	9,519,067	510,510	9,008,557
	木造以外 (㎡) (ii)	3,858,130	6,905	3,851,225	5,354,629	1,317	5,353,312	9,212,759	8,222	9,204,537
	計 (㎡) (iii)	12,980,282	510,414	12,469,868	5,751,544	8,318	5,743,226	18,731,826	518,732	18,213,094
決定価格	木 造 (千円) (iv)	164,674,706	714,171	163,960,535	7,730,420	11,365	7,719,055	172,405,126	725,536	171,679,590
	木造以外 (千円) (v)	145,048,473	27,300	145,021,173	195,658,597	4,201	195,654,396	340,707,070	31,501	340,675,569
	計 (千円) (vi)	309,723,179	741,471	308,981,708	203,389,017	15,566	203,373,451	513,112,196	757,037	512,355,159
単位 当たり 価格	木 造 (円/㎡) (iv/i)	18,052	1,418	19,024	19,476	1,623	19,797	18,112	1,421	19,057
	木造以外 (円/㎡) (v/ii)	37,596	3,954	37,656	36,540	3,190	36,548	36,982	3,831	37,012
	計 (円/㎡) (vi/iii)	23,861	1,453	24,778	35,363	1,871	35,411	27,393	1,459	28,131



19. 令和2年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人347人	法人2,415人	計2,762人
区分	種類	決定価格	課税標準額	課税標準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	千円 32,046,168	千円 31,763,337	千円 216,119
	機 械 及 び 装 置	101,923,710	96,235,017	4,478,183
	船 舶	1,778,540	901,598	785,944
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,162,518	1,162,518	0
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	26,754,630	26,641,262	33,135
	小 計 (B)	163,665,566	156,703,732	5,513,381
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	78,035,434	74,096,179	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小 計 (C)	78,035,434	74,096,179	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (D)		0	0	
合 計 (B)+(C)+(D)		241,701,000	230,799,911	
同上内訳	下 関 市 分 の 額		230,799,911	
	山 口 県 分 の 額		0	

20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の

区分	条・項及び特例率	法 第 3 4							
		第 2 項				第 4 項			
		$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$
決定価格（千円）		2,264,857		1,189,357		181,999			
課税標準額（千円）		754,952		792,904		45,500			

区分	条・項及び特例率	法 附 則 第 1								
		第 2 項					第6項	第30項		第34項
								わがまち特例		
		$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$
決定価格（千円）	147,954	31,140	14,728	19,097	28,791	168,944	707,361	337,614	44	
課税標準額（千円）	24,659	10,380	7,364	12,731	14,395	112,629	471,574	168,808	29	

額の内訳	摘要
(A)以外のもの	
千円	
31,547,218	
91,756,834	
115,654	
0	
1,162,518	
26,608,127	
151,190,351	

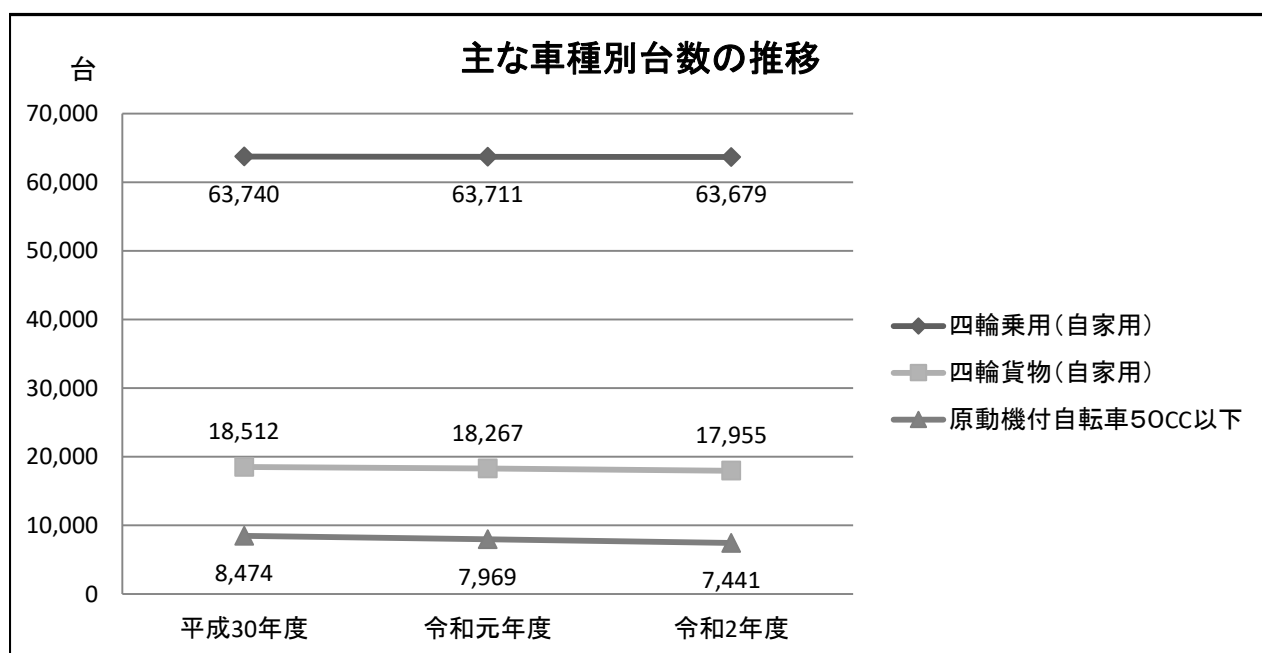
課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調

9 条 の 3					
第 5 項		第 9 項		第 23 項	
$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$		$\frac{3}{5}$	
1,480,889		318,237		20,437	
740,444		159,118		12,262	
5 条					合計
第38項	第41項	旧第3項	旧第7項		旧第43項
$\frac{1}{2}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{1}{2}$
31,027	1,190,010	8,315	748	38	4,333,628
15,514	0	2,772	499	32	2,166,814
					12,475,215
					5,513,380

2.1. 軽自動車税（種別割）に関する調

（当初課税台数及び調定額）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原動機付自転車 50CC以下	8,474	16,948,000	7,969	15,938,000	7,441	14,882,000	
原動機付自転車 90CC以下	653	1,306,000	623	1,246,000	606	1,212,000	
原動機付自転車 125CC以下	1,828	4,387,200	1,863	4,471,200	1,930	4,632,000	
軽自動車二輪	1,973	7,102,800	1,955	7,038,000	2,007	7,225,200	
軽自動車三輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミニカー	116	429,200	124	458,800	116	429,200	
四輪乗用	営業用	2	11,000	2	11,000	4	23,100
	自家用	63,740	547,362,300	63,711	565,549,800	63,679	584,767,500
四輪貨物	営業用	429	1,478,900	459	1,600,900	460	1,639,400
	自家用	18,512	87,993,600	18,267	88,044,500	17,955	87,983,700
特殊自動車 農耕作業用	3,891	9,338,400	3,801	9,122,400	3,732	8,956,800	
二輪の小型自動車	2,482	14,892,000	2,536	15,216,000	2,602	15,612,000	
小型特殊自動車	287	1,693,300	311	1,834,900	324	1,911,600	
計	102,388	692,947,300	101,622	710,536,100	100,857	729,279,100	



22. 市たばこ税に関する調

項 目		年 度		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
本 数	従量割1,000本につき 旧3級品以外 H25. 4月から 5,262円 H30. 10月から5,692円	本 338,653,185	本 319,952,499	本 311,913,248
	旧3級品 H28. 4月から 2,925円 H29. 4月から 3,355円 H30. 4月から 4,000円 R1. 10月から 5,692円	本 17,181,480	本 13,353,480	本 6,646,600
	手持品課税 H29. 4月1日 430円 (旧3級品) H30. 4月1日 645円 (旧3級品) H30. 10月1日 430円 (旧3級品以外) R1. 10月1日 1,692円 (旧3級品)	本 633,285	本 20,558,890	本 82,521
調 定 額		円 1,838,919,837	円 1,794,694,223	円 1,802,133,994

23. 入湯税に関する調

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	4	51,910人	5	57,657人	6	73,800人
旧菊川	1	14,615	1	13,383	1	14,032
旧豊田	3	160,012	3	144,558	4	141,252
旧豊浦	10	69,947	10	68,138	9	69,442
旧豊北	2	60,446	2	58,162	2	55,557
計	20	356,930	21	341,898	22	354,083
調 定 額	円 29,412,000		円 28,962,500		円 30,170,950	

24. 還付に関する調

税目別		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	7,813	57,150,061	6,260	48,358,842	6,679	60,463,206
	過	3,686	36,875,694	3,288	45,839,410	3,661	38,370,448
固定資産税	現	556	9,438,933	905	22,561,244	795	13,261,768
	都市計画税	219	8,240,191	201	2,958,139	338	2,569,600
法人市民税	現	340	24,329,000	345	29,961,200	325	24,826,772
	過	438	76,353,507	534	76,118,200	504	75,533,100
軽自動車税	現	103	689,092	79	506,100	67	522,500
	過	75	354,320	42	262,236	35	276,074
特別土地保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	0	0	1	1,096	0	0
	過	0	0	0	0	1	4,321
入湯税	現	1	1,050	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
還付加算金	過	360	11,226,800	317	3,228,700	404	1,681,900
督促手数料	現	657	66,526	640	64,000	634	63,800
	過	128	12,800	134	13,400	258	25,800
延滞金	現	45	217,173	24	144,200	21	22,038
	過	25	38,000	30	120,500	13	47,700
特例還付金	過	0	0	0	0	0	0
合計	現	9,515	91,891,835	8,254	101,596,682	8,521	99,160,084
	過	4,931	133,101,312	4,546	128,540,585	5,214	118,508,943
	計	14,446	224,993,147	12,800	230,137,267	13,735	217,669,027

V 口座振替・コンビニ（スマホ決済）収納

1. 口座振替状況調

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
平成 29 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	34,920	2,137,465,474	23,394	634,308,311	68.8	29.7
	固定資産税 都市計画税	116,234	15,351,033,192	65,369	5,238,917,400	57.3	34.1
	軽自動車税	103,384	672,281,300	16,780	66,859,800	16.4	9.9
	計	254,538	18,160,779,966	105,543	5,940,085,511	42.3	32.7
平成 30 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	34,268	2,227,795,536	23,648	664,719,396	69.0	29.8
	固定資産税 都市計画税	113,248	15,148,640,000	66,320	5,300,096,583	58.6	35.0
	軽自動車税	102,376	691,164,100	16,835	67,002,500	16.4	9.7
	計	249,892	18,067,599,636	106,803	6,031,818,479	42.7	33.4
令和 元 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	32,908	2,170,708,318	23,727	662,742,599	72.1	30.5
	固定資産税 都市計画税	112,797	15,359,855,222	66,702	5,440,063,366	59.1	35.4
	軽自動車税	100,829	709,117,000	16,839	66,893,000	16.7	9.4
	計	246,534	18,239,680,540	107,268	6,169,698,965	43.5	33.8

2. 令和元年度 金融機関別振替状況調

区分	銀行									郵便局	合計
	銀行計	普通銀行	信用金庫	信用組合	農協	漁協	商工中金	労働金庫			
令和元年度	件数	170,580	102,021	31,127	13	33,940	2,962	7	510	26,453	197,033
	割合	86.6%	51.8%	15.8%	0.0%	17.2%	1.5%	0.0%	0.3%	13.4%	100.0%
令和元年度	税額	5,595,867	3,821,193	834,654	2,195	897,804	30,233	705	9,083	573,832	6,169,699
	割合	90.7%	61.9%	13.5%	0.0%	14.6%	0.5%	0.0%	0.1%	9.3%	100.0%

3. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

【税目別】

税目	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）
市民税（個人）		1,193	30,412,627	31,344	656,954,921	36,167	747,719,875
市民税（法人）		3	7,700	75	1,407,104	88	1,412,450
固定資産税		512	5,770,488	31,580	702,665,353	41,885	964,934,615
軽自動車税		42	282,953	34,466	242,966,463	39,367	286,572,656
合計		1,750	36,473,768	97,465	1,603,993,841	117,507	2,000,639,596

【種類別】

種類	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）
コンビニ収納		1,750	36,473,768	97,465	1,603,993,481	116,914	1,985,215,342
スマホ決済		—	—	—	—	593	15,424,254
合計		1,750	36,473,768	97,465	1,603,993,481	117,507	2,000,639,596

※コンビニ収納は平成30年1月から、スマホ決済は平成31年4月から開始

※督促料及び延滞金を含む

4. 取扱手数料調

区分	平成29年度		平成30年度		対前年度比 (金額)	令和元年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
銀行	182,914	1,975,465	175,071	1,890,759	95.7%	170,580	1,857,488	98.2%
郵便局	27,633	276,330	26,839	268,390	97.1%	26,453	264,530	98.6%
コンビニ・ スマホ決済	—	—	97,608	5,968,124	—	117,885	7,229,843	121.1%
合計	210,547	2,251,795	299,518	8,127,273	360.9%	314,918	9,351,861	115.1%

※コンビニ・スマホ決済は請求月ベース

1件あたり取扱手数料

・口座振替 10円＋消費税 ・郵便局 10円 ・コンビニ・スマホ決済 56円＋消費税

VI 徴 収

1. 令和元年度 督促状況調

税目		区分	期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
				件数	税額	件数	税額	件数	税額
市 民 税 (個 人)	普 通 徴 収		1	件 28,483	千円 525,108	件 24,110	千円 462,222	件 4,373	千円 62,886
			2	24,734	519,806	19,889	440,481	4,845	79,325
			3	24,237	535,964	19,770	457,989	4,467	77,975
			4	25,410	589,830	20,728	498,921	4,682	90,909
			随	909	25,078	271	407	638	24,671
			小計	103,773	2,195,786	84,768	1,860,020	19,005	335,766
	特別徴収	10,092	9,310,456	5,129	9,225,077	4,963	85,379		
	計	113,865	11,506,242	89,897	11,085,097	23,968	421,145		
法人市民税			9,169	3,212,600	8,834	3,180,802	335	31,798	
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土 地 ・ 家 屋) 固 定 資 産 税 (償 却)		1	113,244	3,979,484	103,944	3,789,571	9,300	189,913	
		2	113,262	3,790,110	105,104	3,613,337	8,158	176,773	
		3	113,277	3,794,166	106,236	3,651,730	7,041	142,436	
		4	113,262	3,796,095	105,461	3,636,546	7,801	159,549	
		随	465	17,966	247	9,336	218	8,630	
		小計	453,510	15,377,821	420,992	14,700,520	32,518	677,301	
軽自動車税			100,829	709,117	89,177	621,335	11,652	87,782	
市たばこ税			158	1,802,132	152	1,802,112	6	20	
特別土地保有税			0	0	0	0	0	0	
入湯税			251	30,171	247	30,116	4	55	
合 計			677,782	32,638,083	609,299	31,419,982	68,483	1,218,101	

※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。

納期内納付率 (現年分)	96.3%
-----------------	--------------

2. 不納欠損処分状況表

	法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
1 市民税	420	19,637,422	70	2,704,971	218	6,334,420
個人						
現年課税分			3	135,900		
滞納繰越分	414	19,324,722	54	1,872,177	211	6,001,220
法人						
現年課税分			1	50,000		
滞納繰越分	6	312,700	12	646,894	7	333,200
2 固定資産税	239	8,937,173	278	13,672,347	287	7,098,992
土地・家屋						
現年課税分			16	1,236,811		
滞納繰越分	239	8,937,173	261	11,737,763	283	6,645,392
償却資産						
現年課税分			(16)	378,325		
滞納繰越分	0	0	1+(17)	319,448	4	453,600
3 軽自動車税	264	2,101,669	52	557,221	264	1,238,135
現年課税分			4	46,200		
滞納繰越分	264	2,101,669	48	511,021	264	1,238,135
4 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
5 入湯税	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
6 都市計画税	(239)	1,117,309	(277)	1,673,194	(283)	887,503
現年課税分			(16)	165,822		
滞納繰越分	(239)	1,117,309	(261)	1,507,372	(283)	887,503
市税合計	923	31,793,573	400	18,607,733	769	15,559,050
現年課税分計			24	2,013,058		
滞納繰越分計	923	31,793,573	376	16,594,675	769	15,559,050
7 不申告加算金	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0

※ 固定資産税(償却資産)及び都市計画税の()の数値は固定資産税(土地・家屋分)と重複するため合計では控除した。

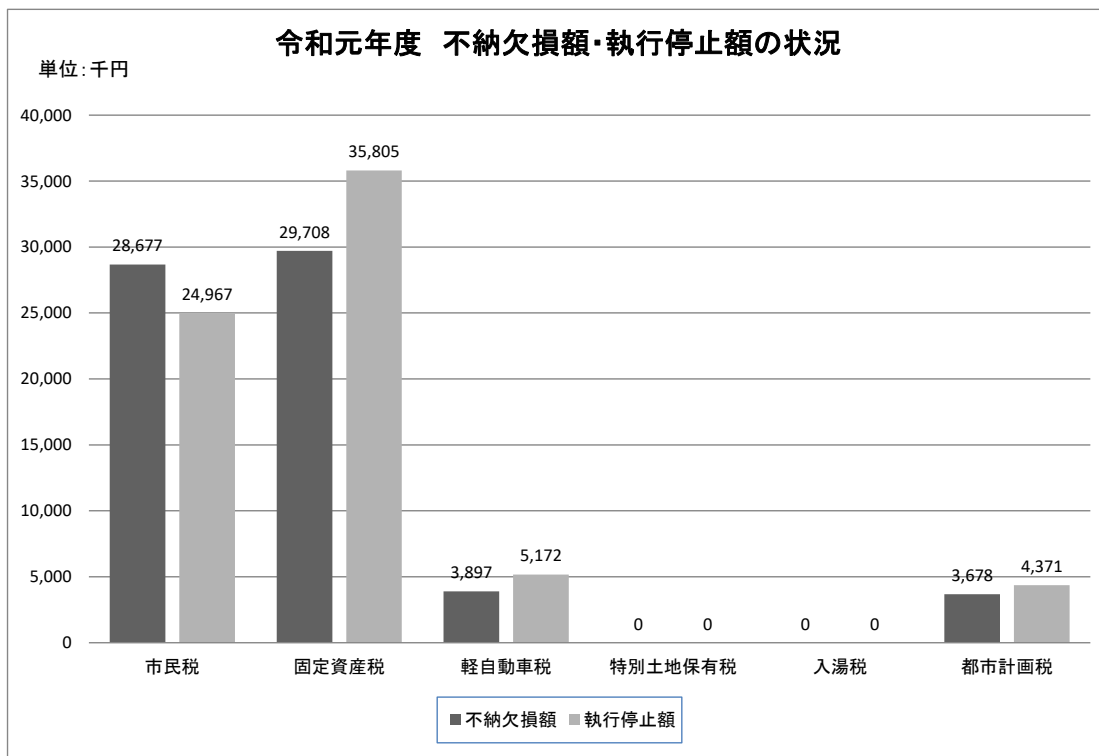
※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和元年度 合 計		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
708	28,676,813	480	26,725,166	732	27,681,838	647	45,508,774
3	135,900	20	808,783	27	862,923	47	2,850,989
679	27,198,119	435	23,916,959	658	23,160,689	569	40,305,369
1	50,000	2	41,600	1	50,000	1	373,200
25	1,292,794	23	1,957,824	46	3,608,226	30	1,979,216
804	29,708,512	652	34,013,892	866	29,085,862	750	37,621,936
16	1,236,811	19	1,890,273	24	4,854,162	28	6,326,673
783	27,320,328	626	31,043,605	833	23,720,767	714	29,531,463
(16)	378,325	0	0	0	0	2	179,800
5+(17)	773,048	7	1,080,014	9	510,933	6	1,584,000
580	3,897,025	370	4,190,898	552	2,887,486	508	3,134,765
4	46,200	5	38,000	1	3,600	5	30,800
576	3,850,825	365	4,152,898	551	2,883,886	503	3,103,965
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
(799)	3,678,006	(645)	4,435,166	(857)	3,843,665	(742)	4,833,580
(16)	165,822	(19)	254,527	(24)	649,445	(28)	844,758
(783)	3,512,184	(626)	4,180,639	(833)	3,194,220	(714)	3,988,822
2,092	65,960,356	1,502	69,365,122	2,150	63,498,851	1,905	91,099,055
24	2,013,058	46	3,033,183	53	6,420,130	83	10,606,220
2,068	63,947,298	1,456	66,331,939	2,097	57,078,721	1,822	80,492,835
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

3. 令和元年度 滞納処分執行停止額内訳調

適用 条項	区分	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		現年・滞繰	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
項目									
市民税		1,648	22,074,829	219	2,891,747	0	0	1,867	24,966,576
個人		1,605	20,229,050	219	2,891,747	0	0	1,824	23,120,797
	現年課税分	291	2,558,018	45	627,001	0	0	336	3,185,019
	滞納繰越分	1,314	17,671,032	174	2,264,746	0	0	1,488	19,935,778
法人		43	1,845,779					43	1,845,779
	現年課税分	4	200,000					4	200,000
	滞納繰越分	39	1,645,779					39	1,645,779
固定資産税		1,871	33,684,669	273	2,120,118	0	0	2,144	35,804,787
	現年課税分	162	4,126,829	74	575,242	0	0	236	4,702,071
	滞納繰越分	1,709	29,557,840	199	1,544,876	0	0	1,908	31,102,716
軽自動車税		552	3,522,622	245	1,649,815	0	0	797	5,172,437
	現年課税分	75	609,282	60	514,600	0	0	135	1,123,882
	滞納繰越分	477	2,913,340	185	1,135,215	0	0	662	4,048,555
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		(1,871)	4,118,957	(273)	252,194	(0)	0	(2,144)	4,371,151
	現年課税分	(162)	423,690	(74)	59,058	(0)	0	(236)	482,748
	滞納繰越分	(1,709)	3,695,267	(199)	193,136	(0)	0	(1,908)	3,888,403
合 計		4,071	63,401,077	737	6,913,874	0	0	4,808	70,314,951
	現年課税分	532	7,917,819	179	1,775,901	0	0	711	9,693,720
	滞納繰越分	3,539	55,483,258	558	5,137,973	0	0	4,097	60,621,231

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円(延滞金のみ)も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。
 ※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。



4. 差押・交付要求執行状況調

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
		件	件	件
債	権	3,190	3,216	2,905
	給与等	240	131	66
	預貯金	2,452	2,676	2,523
	保険	292	284	163
	所得税還付金	69	82	50
	売掛金など	137	43	103
不	動産	63	21	21
自	動車	0	1	1
動	産	5	3	4
計		3,258	3,241	2,931
交付要求		51	41	36

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

5. 搜索執行状況調

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
搜	索回数	2回	5回	6回
差	押物件数	5件	2件	3件
	自動車	0件	0件	0件
	動産	5件	2件	3件

6. 公売等（随意契約含む）執行状況調

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
不 動 産	公売等回数	1回	1回	1回
	対象物件数	1件	1件	1件
	売却決定件数	1件	1件	0件
	売却決定価額	7,288,905円	5,618,000円	0円
自 動 車	公売等回数	0回	0回	0回
	対象物件数	0件	0件	0件
	売却決定件数	0件	0件	0件
	売却決定価額	0円	0円	0円
動 産	公売等回数	0回	1回	2回
	対象物件数	0件	1件	2件
	売却決定件数	0件	1件	2件
	売却決定価額	0円	177,000円	1,634,650円
対象物件数計		1件	2件	3件
売却決定件数計		1件	2件	2件
売却決定価額計		7,288,905円	5,795,000円	1,634,650円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

7. 令和元年度 差押処理状況調

税目 差押区分		市 県 民 税 (普通徴収)		市 県 民 税 (特別徴収)		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	144	6,412,536	13	472,400	7	485,000	1,012	34,259,195
	収入額	32	2,131,850	13	472,400	2	75,300	192	6,830,309
	残	116	4,280,686	0	0	6	409,700	829	27,428,886
電 話	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0	0	0	0
	残	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	調定額	6,409	194,539,386	320	7,453,313	51	3,223,853	5,013	100,723,441
	収入額	4,207	112,057,672	254	5,964,405	28	1,719,332	3,279	66,072,467
	残	2,711	82,481,714	72	1,488,908	27	1,504,521	1,889	34,650,974
そ の 他	調定額	37	875,129	22	367,800	2	100,000	106	1,194,260
	収入額	23	667,986	2	9,900	0	0	35	387,746
	残	15	207,143	21	357,900	2	100,000	74	806,514
合 計	調定額	6,590	201,827,051	355	8,293,513	60	3,808,853	6,131	136,176,896
	収入額	4,262	114,857,508	269	6,446,705	30	1,794,632	3,506	73,290,522
	残	2,842	86,969,543	93	1,846,808	35	2,014,221	2,792	62,886,374

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

償却資産税		軽自動車税		特別土地 保有税		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円	件	円
2	14,000	97	541,131	0	0	1,275	42,184,262
2	14,000	5	32,100	0	0	246	9,555,959
0	0	92	509,031	0	0	1,043	32,628,303
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6	110,040	2,243	14,960,963	5	7,943,331	14,047	328,954,327
3	55,933	1,313	8,148,883	1	526,222	9,085	194,544,914
4	54,107	1,050	6,812,080	5	7,417,109	5,758	134,409,413
6	161,770	25	105,211	0	0	198	2,804,170
0	0	13	70,611	0	0	73	1,136,243
6	161,770	12	34,600	0	0	130	1,667,927
14	285,810	2,365	15,607,305	5	8,332,749	15,520	373,942,759
5	69,933	1,331	8,251,594	1	450,295	9,404	205,237,116
10	215,877	1,154	7,355,711	5	7,882,454	6,931	168,705,643

8. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 時期 平成21年12月1日から開始
- (6) 人員 スーパーバイザー1名、電話オペレーター3名
- (7) 業務実施日時
 平日 日中： 9時00分から17時00分
 平日 夜間： 17時15分から20時00分
 （月8日以内）
 休日 日中： 9時00分から17時00分
 （月2日以内）

※平日夜間、休日日中は職員が1名常駐する。

(8) 実績

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
総架受電件数	件	22,514	18,626	15,484	
うち約束件数	件	4,494	3,570	2,871	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	件	422	646	620	

Ⅶ そ の 他

1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
納税証明	有料	6,228 <small>件</small>	4,615 <small>件</small>	5,972 <small>件</small>
	免除	12,105	12,141	11,810
評価 公課証明 資産	有料	7,061	6,083	6,428
	免除	142	59	78
その他証明	有料	49,252	42,638	37,803
	免除	859	786	724
複写	有料	6,579	9,001	10,660
所在証明	有料	210	204	188
閲覧	有料	127	111	182
計	有料	69,457	62,652	61,233
	免除	13,106	12,986	12,612
手数料		19,826,280 <small>円</small>	17,362,120 <small>円</small>	16,130,220 <small>円</small>

2. 税務職員の待遇状況

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜すい）

（趣旨）

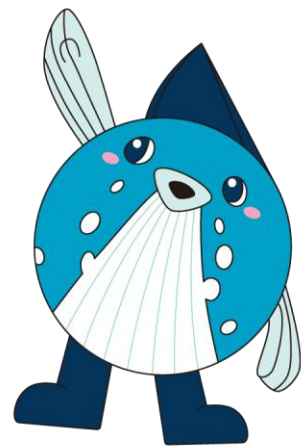
第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）
月額3,000円

資 料



。 税 率 の 変 遷

年度		平成 28 年度	平成 29 年度
税目			
	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6%	同 左
市	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">50,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">120,000円</p>	
民	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">130,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">150,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">160,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">400,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">410,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">1,750,000円</p>	
税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	
	法人税割	12.1% (昭和56.8以降平成26.9以前に開始した事業年度分14.7%)	12.1%

平成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	8.4% (令和元年9月30日以前に開始した 事業年度分12.1%)

年度 税目	平成28年度	平成29年度																																																																																
固定資産税	1.4%	同 左																																																																																
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ)20cc超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		" 自家用 12,900円		" 貨物営業用 4,500円		" 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		" 自家用 2,700円		" 貨物営業用 1,000円		" 自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円		" 自家用 5,400円		" 貨物営業用 1,900円		" 自家用 2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円		" 自家用 8,100円		" 貨物営業用 2,900円		" 自家用 3,800円	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ)20cc超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 6,000円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 1,300円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px;">3輪のもの</td> <td style="width: 100px;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用 5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 貨物営業用 2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td> " 自家用 3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円		" 自家用 12,900円		" 貨物営業用 4,500円		" 自家用 6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円		" 自家用 2,700円		" 貨物営業用 1,000円		" 自家用 1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円		" 自家用 5,400円		" 貨物営業用 1,900円		" 自家用 2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円		" 自家用 8,100円		" 貨物営業用 2,900円		" 自家用 3,800円
	3輪のもの	4,600円																																																																																
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																																																																																	
	" 自家用 12,900円																																																																																	
	" 貨物営業用 4,500円																																																																																	
	" 自家用 6,000円																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																																																																																	
	" 自家用 2,700円																																																																																	
	" 貨物営業用 1,000円																																																																																	
	" 自家用 1,300円																																																																																	
3輪のもの	2,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																																																	
	" 自家用 5,400円																																																																																	
	" 貨物営業用 1,900円																																																																																	
	" 自家用 2,500円																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																																																	
	" 自家用 8,100円																																																																																	
	" 貨物営業用 2,900円																																																																																	
	" 自家用 3,800円																																																																																	
3輪のもの	4,600円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 8,200円																																																																																	
	" 自家用 12,900円																																																																																	
	" 貨物営業用 4,500円																																																																																	
	" 自家用 6,000円																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 1,800円																																																																																	
	" 自家用 2,700円																																																																																	
	" 貨物営業用 1,000円																																																																																	
	" 自家用 1,300円																																																																																	
3輪のもの	2,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 3,500円																																																																																	
	" 自家用 5,400円																																																																																	
	" 貨物営業用 1,900円																																																																																	
	" 自家用 2,500円																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																	
4輪以上のもの	乗用営業用 5,200円																																																																																	
	" 自家用 8,100円																																																																																	
	" 貨物営業用 2,900円																																																																																	
	" 自家用 3,800円																																																																																	

平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																																																
同 左	同 左	同 左																																																																																
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成31年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>3,800円</td></tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円	" 自家用	12,900円	貨物営業用	4,500円	" 自家用	6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円	" 自家用	2,700円	貨物営業用	1,000円	" 自家用	1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円	" 自家用	5,400円	貨物営業用	1,900円	" 自家用	2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円	" 自家用	8,100円	貨物営業用	2,900円	" 自家用	3,800円	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 2,000円 90cc " 2,000円 125cc " 2,400円 3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く） （通称ミカ）20cc超 3,700円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他（リフト等） 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>12,900円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>1,300円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>3輪のもの</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>4輪以上のもの 乗用営業用</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td> 貨物営業用</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td> " 自家用</td><td>3,800円</td></tr> </table>	3輪のもの	4,600円	4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円	" 自家用	12,900円	貨物営業用	4,500円	" 自家用	6,000円	3輪のもの	1,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円	" 自家用	2,700円	貨物営業用	1,000円	" 自家用	1,300円	3輪のもの	2,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円	" 自家用	5,400円	貨物営業用	1,900円	" 自家用	2,500円	3輪のもの	3,000円	4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円	" 自家用	8,100円	貨物営業用	2,900円	" 自家用	3,800円
3輪のもの	4,600円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円																																																																																	
" 自家用	12,900円																																																																																	
貨物営業用	4,500円																																																																																	
" 自家用	6,000円																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円																																																																																	
" 自家用	2,700円																																																																																	
貨物営業用	1,000円																																																																																	
" 自家用	1,300円																																																																																	
3輪のもの	2,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円																																																																																	
" 自家用	5,400円																																																																																	
貨物営業用	1,900円																																																																																	
" 自家用	2,500円																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円																																																																																	
" 自家用	8,100円																																																																																	
貨物営業用	2,900円																																																																																	
" 自家用	3,800円																																																																																	
3輪のもの	4,600円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	8,200円																																																																																	
" 自家用	12,900円																																																																																	
貨物営業用	4,500円																																																																																	
" 自家用	6,000円																																																																																	
3輪のもの	1,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	1,800円																																																																																	
" 自家用	2,700円																																																																																	
貨物営業用	1,000円																																																																																	
" 自家用	1,300円																																																																																	
3輪のもの	2,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	3,500円																																																																																	
" 自家用	5,400円																																																																																	
貨物営業用	1,900円																																																																																	
" 自家用	2,500円																																																																																	
3輪のもの	3,000円																																																																																	
4輪以上のもの 乗用営業用	5,200円																																																																																	
" 自家用	8,100円																																																																																	
貨物営業用	2,900円																																																																																	
" 自家用	3,800円																																																																																	

年度 税目	平成28年度	平成29年度
軽自動車税 (環境性能割)		
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,262円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき2,925円) *平成28年4月1日より実施	従量割1,000本につき 5,262円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき3,355円) *旧3級品は平成29年4月1日から実施
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円 課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左
都市計画税	0.2%	同 左

平成30年度	令和元年度	令和2年度															
		<p>軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額</p> <p>軽自動車税（環境性能割）の税率 ※自家用の乗用車の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)</th> <th>令和3年4月1日以降に購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準±10%達成車(イ)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)</td> <td>非課税</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車）</p> <p>(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車（★★★★）に限る</p> <p>(ウ)令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の乗用車を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減</p>	区分	令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)	令和3年4月1日以降に購入	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準±10%達成車(イ)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)	非課税	1.0%	上記以外	1.0%	2.0%
区分	令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)	令和3年4月1日以降に購入															
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税															
★★★★かつ2020年度燃費基準±10%達成車(イ)	非課税	非課税															
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)	非課税	1.0%															
上記以外	1.0%	2.0%															
従量割1,000本につき 5,262円 *平成30年10月1日以降 従量制1,000本につき 5,692円 （紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき4,000円） *旧3級品は平成30年4月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 （紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき5,692円） *旧3級品は令和元年10月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 *令和2年10月1日以降 従量制1,000本につき 6,122円															
同 左	同 左	同 左															
同 左	同 左	同 左															
同 左	同 左	同 左															

。市税一覧表

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人	(個人)	(法人)
	2. 市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で市内に 住所を有しないもの	所得割 6%	法人税割 8.4% (令和元年9月30日までに 開始した事業年度分について は12.1%)
	3. 市内に事務所又は事業所を 有する法人	均等割 3,500円	均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、 均等割を課することができない もの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の 額又は出資金の額を有しないも の ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円
	4. 市内に寮・宿泊所・クラブ その他これらに類する施設を 有する法人で、市内に事務所 又は事業所を有しないもの及 び市内に事務所、事業所又は 寮等を有する法人でない社団 又は財団で代表者又は管理人 の定めのあるもの		・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円 ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円
	5. 法人課税信託の引き受けを 行うことにより法人税を課さ れる個人及び法人で、市内に 事務所又は事業所を有するも の		

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日 特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
固定資産税	土地 } 家屋 } の所有者 償却資産 }	<p>課税標準額</p> <p>1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置を講じて得た額</p> <p>住宅用地 今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額(本来の課税標準額Ⓐ)と比べて (ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ (イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓐ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓐの100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地 今年度の価格Ⓑと比べて (ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額+Ⓑ×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、Ⓑの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格×0.7</p> <p>(一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格(市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額)のいずれか低い額</p> <table border="1" data-bbox="774 1301 1385 1491"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}$ <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格=今年度の課税標準額Ⓒ または 前年度課税標準額+Ⓒ×5% のいずれか低い額</p> <p>2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税率 1.4%</p>	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車 } の所有者	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの 2,000円 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの 2,000円 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ-)0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの 3,700円 軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円 ※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 ※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>取得申告 納税義務が発生した日から15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内</p> <p>変更申告 変更事由の生じた日から15日以内</p>	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																														
軽自動車税 (種別割)		<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの		2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円		〃 自家用	5,400円		貨物営業用	1,900円		〃 自家用	2,500円	3輪のもの		3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円		〃 自家用	8,100円		貨物営業用	2,900円		〃 自家用	3,800円
3輪のもの		2,000円																														
4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円																														
	〃 自家用	5,400円																														
	貨物営業用	1,900円																														
	〃 自家用	2,500円																														
3輪のもの		3,000円																														
4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																														
	〃 自家用	8,100円																														
	貨物営業用	2,900円																														
	〃 自家用	3,800円																														
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率 ※自家用の乗用車の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)</th> <th>令和3年4月1日以降に購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車(イ)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)</td> <td>非課税</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車)</p> <p>(イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に限る</p> <p>(ウ)令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の乗用車を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減</p>	区分	令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)	令和3年4月1日以降に購入	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車(イ)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)	非課税	1.0%	上記以外	1.0%	2.0%															
区分	令和元年10月1日から令和3年3月31日までに購入(ウ)	令和3年4月1日以降に購入																														
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																														
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車(イ)	非課税	非課税																														
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車(イ)	非課税	1.0%																														
上記以外	1.0%	2.0%																														
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>・従量割</p> <p>旧3級品以外</p> <p>平成25年4月1日以降 1,000本につき5,262円</p> <p>平成30年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円</p> <p>旧3級品</p> <p>平成29年4月1日以降 1,000本につき3,355円</p> <p>平成30年4月1日以降 1,000本につき4,000円</p> <p>令和元年10月1日以降 1,000本につき5,692円</p> <p>令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円</p>																														

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
特別土地 保有税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都市計画税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 住宅用地 今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額(本来の課税標準額④)と比べて (ア) 前年度課税標準額が④の100%以上の場合 本来の課税標準額④ (イ) 前年度課税標準額が④の100%未満の場合 前年度課税標準額+④×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、④の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地 今年度の価格⑤と比べて (ア) 前年度課税標準額が⑤の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が⑤の60%未満の場合 前年度課税標準額+⑤×5% (ただし、上記(イ)により計算した額が、⑤の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格×0.7 (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> (※) $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/3、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 2/3)}$ (山林・その他の土地) 今年度の価格=今年度の課税標準額⑥ または 前年度課税標準額+⑥×5% のいずれか低い額 2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 税率 0.2%	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 ^① ）
平成26年1月1日以後	特例基準割合 ^② に年7.3%割合を加算した割合 （特例基準割合 ^② に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^① 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日以後	特例基準割合 ^② 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。

特例基準割合について

適用期間	特例基準割合
特例基準割合 ^① 平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
特例基準割合 ^② 平成26年1月1日 以後	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%



©下関市

市 税 概 要

令和2年9月 発行

編 集 者 下 関 市 財 政 部 納 税 課